

第4回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブル

「慰安婦」被害とは？

「慰安婦」被害者のいま

報告書

この報告書は2003年10月沖縄県那覇市にて開催した第4回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブルの報告です

無断転載を禁じます。
(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

目 次

刊行にあたって	...	i-ii
韓国		
沈美子	...	1-4
梁順任	...	5-16
金正任	...	17-19
李元雄	...	20-26
フィリピン		
リッチ A. エクスマドゥーラ	...	27-32
台湾		
イボンヌ メイ・ジュン・リン	...	33-36
スー・ジュン・ファン・リー		
オランダ		
マルガリータ ハマー・モノ ド・デ・フロデヴィーユ	...	37-47
日本		
臼杵敬子	...	48-52
稲葉道子	...	53-54
参加者名簿	...	55

「慰安婦」支援に関するラウンドテーブルの報告書の刊行にあたって

ある被害者のおばあさんが病院に入院しました。このおばあさんは現在独り暮らしです。退院した後におばあさんは言いました。「病院に入院しても誰も見舞い客が来ない、自分の隣のベッドの人には孫や、息子たち家族が来て『おばあちゃん具合はどうですか』と心配しているのに自分には誰もいない。見舞い客が来ないことがあまりにも恥ずかしくなって自分は外に出て果物屋さんで果物を買ってそれを病院の人をお願いして自分のところに届けてもらったんだ。今とっても孤独で生きているのは死ぬよりつらい。」と。

このお話をある支援団体の方から聞き、私たちアジア女性基金の事務局スタッフは思いました。「慰安婦」被害者が受けた「被害」とは一体何だったのか？戦時中に「慰安所」において「慰安婦」として悲惨な、過酷な日々を送ったその当時のことだけを「被害」と呼ぶのか？このおばあさんのように「慰安婦」とされたことで結婚もできず、家族とも離れ、晩年独り暮らしとなって、戦後 60 年経った現在もまだ孤独や差別という「被害」に苦しめられている。「『慰安婦』被害」は今日も続いている、と。

しかし、これまで日本国内外では、この「慰安婦」問題については「強制連行があったか、なかったか」、「日本軍の関与があったか、なかったか」そして「国家賠償をすべきか、すべきでないか」「アジア女性基金に賛成か反対か」といったところに論点が集中し、60 年経った現在まで続くその「被害」の実態についてはほとんど焦点が当てられてこなかったように思います。

被害者は今、毎日をどのように暮らしているのか、何を考え、何を望んで日々過ごしているのか。「償い事業」が終了したいま、基金が被害者のために、これからできることは何かを考えていかななくてはならないと強く感じました。

そこで基金は被害者の「今」を教えてもらい、この今日も続く元「慰安婦」が受けている「被害」に対して何ができるのかについて意見交換をするために、アジア女性基金の償い事業をお届けした国、地域の支援団体の方を中心に 2003 年 10 月、沖縄県那覇市でラウンドテーブルを開催しました。

被害者は今でも「慰安婦」であったことが知られてしまうと、周囲の人だけでなく親戚たちからまでも差別を受け、偏見をもって見られてしまう。そしてアジア女性基金に反対する支援団体からは、「国家賠償」ではない基金の「償い金」を受け取るな、受け取れば牢屋に入れられる、政府からの支援金は打ち切られる、などの圧力が被害者にかかり、基金の「償い」を受け取った被害者は差別され、阻害されている。といった被害者の置かれた厳しい現状が参加者から報告されました。このような圧力や差別を阻止するために基金が取るべきであった策についても話されました。そして「女性」の被害者は「慰安婦」被

害者だけはなかったこと、その被害者たちも現在も「慰安婦」被害者と同様に苦しい立場にあることも述べられました。

またアジア女性基金の償い事業が被害者にもたらしたものの、総理のお詫びの手紙が被害者の心を癒したことや政府資金による医療福祉支援事業の意義についても言及がありました。基金からは各国・地域における償い事業の仕組みや経過、その他事業の内容など改めて報告し、その後この問題を次の若い世代にどのように伝えていくかについても議論しました。

これまで各国支援団体の方とお会いする時はテーブルを挟んでそして要望を聞く、あるいは、一時間くらいのお話をするという形の会合でした。今回初めてこのように各国・地域の支援団体の集まっていたいて、数日間にわたり寝食を共にし、どのように状況を変えていけるのかあるいは何を伝えるのかを話し合うことができました。アジア女性基金や「償い事業」についての誤解点も整理されました。また、支援団体同士のネットワークづくりにもつながったことと思います。

この報告書は会議場で各参加者から配布、発言された現在の被害者の訴えや被害者を取り巻く環境、基金の報告のまとめとなっています。これら報告には5年間の「償い事業」を終えた基金に対して、被害者や彼女たちをサポートしている支援者たちがこれから要望することも述べられています。現実としてこれらの要望に対して応えられること、応えられないこと、そしてこれから検討していかなくてはいけないことがあります。しかし今すぐにでも基金ができること、すべきこととは、一人でも多くの被害者の声を聞き、現在もなお「慰安婦」とされた人々に対する「謂れの無い」差別や偏見が続いているという事実を、日本国内外の一人でも多くの方々に広く知っていただくこと。こうした被害者本人には何の責任もない被害が続いていることはおかしい、責められるべきは決して被害者であってはならない、と発信していくこと。そしてまた、このように性に関わる問題からおこった被害者女性に対する偏見と差別は今日においてもなお残っており、今後根絶していくべき問題であると考えていただければという思いでこの報告書を刊行いたしましたことをご理解いただければ幸いです。

アジア女性基金 事務局

韓国の被害者の現状

沈美子(シン・ミジャ)
無窮花(ムクゲ)親睦会
韓国

私は韓国から参りました従軍慰安婦だったシン・ミジャと申します。私たちハルモニたちのことを話したいと思います。元従軍慰安婦だったハルモニが二度三度と人権を踏みにじられています。慰安婦の人々の人権を踏みにじるいくつかのものがああります。まず第一にこれら慰安婦の人たちを保護する民間団体です。彼らが私たち元慰安婦を踏みにじるのです。自分たち団体の言うことを聞かないハルモニは保護をしません。自分たち団体のいうことを聞くハルモニは非常に手厚く保護をしますが、そうでない私のように団体の意向と沿わないハルモニに対しては保護をせず阻害します。そういったことで私は注目され、また批判も浴びました。

韓国政府は元従軍慰安婦として登録された人々に対して一律して 10 万ウォンの生活支援金を支給しています。しかし 15 歳から 22 歳の間日本によって踏みにじられ、また今一部の民間の団体に踏みにじられるのは悔しくてなりません。韓国政府やアジア女性基金のみなさんにこのことを訴えたいと思います。踏みにじられている私たちハルモニの立場をより詳しく訴えたい。私たちは踏みにじられ、胸に非常に大きな痛みを感じ、これによって胸に病を抱え独り孤独に暮らしています。私たちは過去において踏みにじられただけでも非常に悔しくてたまらないのに、日本の女性団体と韓国の団体がお互いに行き来をしながら今でも私たちハルモニを誹謗中傷していることが非常に許せません。

今ハルモニたちは孤独で寂しく一人暮らしをしています。それでもそれなりに韓国政府から支払われている生活支援金によって何の苦勞もなく生きている人もいれば、苦勞をしている人もいます。苦勞をしているというのは政府から受け取ったそのわずかな支援金さえも自分の娘や息子や親戚たちに通帳ごとすべて奪われてしまい、一銭も使うことができないのです。或るハルモニはそういった使えるお金が一切ないので身体の具合が悪くて病院に行きたいのだけれども病院に行くことさえできないと訴えていました。このような不遇な立場におかれているハルモニ 32 名が集まりましてムクゲ親睦会をというものを組織しました。このムクゲ親睦会では 2、3 ヶ月に 1 回、このような非常にわびしく孤独な思いをしているハルモニたちが一堂に会してお互いの状況などについて話をしているのですが、その中で私はこのようなことを聞きます。まず第一に団体によって踏みにじられた悲しみを背負っている、第二に子どもたちや親戚にお金を奪われてしまい一銭も使うことができない、このような状況が彼女たちに発生しているということです。アジア女性基金はこのようなハルモニを保

護するために療養所や保健所を新たに建立すると、そのような発表を新聞に載せたのであれば早く実践するように促して欲しいと、私はハルモニから依頼を受けましたが私の力不足がありまして、今日にまで至っているわけです。しかしアジア女性基金は従軍慰安婦のために日本政府の補助金を受けて設立され、私たち元従軍慰安婦の人権や尊厳のために募金を集めたのであれば今日明日にも死んでしまうかもしれないそういったハルモニが活着している間に使えるように、彼女たちを保護する精神で、保健所や療養所をつくるなどの運営をしていただきたいと切にお願いします。

私は3年間、東洋刺繍をやっており、それなりの収入があります。その収入によって3年間そのようなかわいそうなハルモニたちに鎮痛剤を買ってあげるなどの保護を施してきましたけれども、3年経ってみるとそれも非常に厳しい局面に直面しています。そこで私はこのようなかわいそうな不遇な立場にあるハルモニを助けるために、或る人に韓国政府から何か恩恵を受けられるように何かしてくれないでしょうか、とお願いをしました。するとその人は「政府の方から『法人をつくってそのハルモニたちを保護するようにしてはどうか』と提案があった。もしその法人をつくるのであれば『ムクゲハルモニ団体』と名づけて、かわいそうな立場におかれているハルモニたちに恩恵を与えることを考えている。」と言いました。私はこのような、今日、明日にも死ぬかもしれないかわいそうなハルモニたちを守るために、経済大国である日本と戦う気持ちを持っています。

韓国政府は元従軍慰安婦であったということは非常に恥ずかしいことなので秘密は保証するから従軍慰安婦だった方たちは届出をしないで、と発表しました。それが1991年のことでした。ですが私はどこかの団体について登録したりすることはしませんでした。私はある日、韓国のMBC文化放送ラジオを聞いていたところ、「日本政府は従軍慰安婦問題について強制拉致をしたことはない。お金を渡して連れて行った業者はあるようだが、日本政府が強制的に拉致した事実はない。」というニュースを報道していました。そのニュースを聞き、私はただちにそのMBC韓国文化放送に電話をして、「何を言っているんだ、私は小学校で授業を受けている最中に日本の警察がきて日本の警察によって拉致をされたんだ。日本政府というのは二つの顔と二つの口をもっている、そのような人間だから信じられない。私は自分の命を懸けてでも必ずこの真相を明かしてみせる。」と言ってこのことに立ち上がりました。

それ以降さまざまな団体が立ち上がったわけですが、その中のひとつに「ナヌメチップ・ナヌムの家(分かち合いの家)」という団体があります。

この団体が発足された契機について申し上げますと、あるハルモニがある農村において用水池のポンプのところにビニールをかけてビニールハウスのようにして暮らしているのを私は目撃しました。それを見て私は非常に胸を痛め、チョゲジョンというところのお寺のお坊様を訪ねてあなたたちの団体は非常に大きいのでこういうかわいそうなハルモニをあなたたちの団体に募金を集めて助け

ていただけませんかとお願いをしました。それが契機になって分かち合いの家ができたわけです。

先ほど申したようにあるハルモニがビニールを張って住んでいたのですが、ナムムの家に住むことになって、そしてまたハルモニはその時に挺身隊問題対策協議会に申告をしました。ここには61名の方々が申告したことになります。1990年度です。そしてこの61名全部がナムムの家に入ることは経済力もまだなく、できないのでそのうちの何名かが入ることになりました。私が言いたいのはこうした人たちはまだよいのですが、90年代の初めの頃、政府によって秘密を保証するので申告をしろといわれた人たちが80~100名近くいます。実は彼女たちはその時に家族や社会やまた自分の名誉のために政府の奨励に申告したわけですが、結局その方たちは今になっては私たちよりもっとひどい状況にあるというのが今の韓国の状況です。

私たちは、私が主宰しているムクゲ親睦会もそうですが、そうしたところに集まっているいろいろな話をし、苦労をお互いに慰労したりしています。そういった意味でも私たちはまだいいほうなのですが、政府の奨励に申告した彼女たちは結局それも言えないまま、そしてまたもっと悲劇的なことはそういう被害者であったという秘密が今になって暴露されてしまい、結局秘密が守られなかった。今になって自分の母親はそういう母親だったのか、自分の妻は慰安婦だったのか。など家庭内で問題も起こっています。先ほども出ましたように彼女たちの通帳が取り上げられて生活費ももらえない状況もあります。私のところに自分の実状を聞いてくださいと電話をかけてくるハルモニが多いことも確かです。

先ほど申しました政府に申告したハルモニ40名、そしてムクゲ親睦会の32名がかなりの被害を受けているということをおきたいと思います。日本からきた団体にこの方たちを案内したり会わせたりしています。ムクゲ親睦会32名、初期の頃政府の奨励によって自分が慰安婦であったと申告した40名を含めて私自身のホームページを作りましたのでそれを見て私たちの心情、私の立場をご理解いただければと思います。

そして私たちはどこで申告したのであれ、私たちは人間としての尊厳を踏みにじられました。そして今でも私は外に出ると「あのハルモニは元従軍慰安婦だよ」と後ろ指を指されているような気がして外出ひとつするにもおっくうでなりません。またそういったところからくる心の病がありましていつもそのような恐怖感や、人の目を気にするといったことにさらされているのは確かです。日本の国民だけではなく韓国内の韓国人によって、元従軍慰安婦だと後ろ指を指されるといった状況には耐えられない気持ちでいっぱいです。こうした人たちのためにアジア女性基金が募金を集めて慰労金をあげたり、募金を基準にして療養所と保健所を立ててくれるというのを何度となく新聞で読んだりしたのでここで聞いていきたいと思います。私は仲間のハルモニに対してその新聞を見せながらアジア女性基金がこういったことをしてくれるんだよ、慰労碑も立てて、また記念館も建てて、療養所も保

健所も建ててくれる、そしていくら韓国内で私たちが後ろ指を指されようともアジア女性基金が私たちのバックにある限り、私たちは心配することはない。私たちの未来は明るい。と、何度も何度も語りながら今までできました。今回、アジア女性基金が今後どういったことをしてくれるのかという具体的な答えを聞いて帰りたいと思います。

もうひとつ最後にならず言っておきたいことがあります。日本の女性団体と韓国の女性団体が行き来をしながらどんな話をしているか私は知っています。韓国のある女性団体は日本の女性団体にこのように言ったそうです。韓国において元従軍慰安婦の方たちは韓国政府及び韓国の団体の保護によって非常に平穩に生活をしていると。そんなことはとんでもないことです。ここにいらっしゃる何人かの方は私の案内で実際に今慰安婦の方たちがおかれている状況というのをご覧になったと思います。私たちのムクゲ親睦会の 32 名と韓国政府に届出を出した 40 名の元慰安婦の方たちがどのような生活をしているかよくご存知だと思います。人間としての待遇を受けることもできず、人間のごみとして扱われています。彼女たちは身も心も切り刻まれて非常に惨めな状態で生活しています。どうかアジア女性基金のみなさまは彼女たちを助けてあげてください。

日本の真摯な反省と韓日の過去清算を期待して

梁順任(ヤン・スニム)

社団法人太平洋戦争犠牲者遺族会名誉会長

韓国

1. 太平洋戦争犠牲者遺族会の日本軍慰安婦関連の足跡

1971. 1. 19. : 韓国、対日本民間請求権に関する法律の制定後

71. 5. 21. - 72. 3. 20. : 太平洋戦争犠牲者の直系遺家族申告時に遺族の集まりを結成

73. 4. : 太平洋戦争遺族会発足

84. 4. : 日本軍慰安婦初発掘

88. 6. : 再発起

89. 2. 24. : 日王(天皇)裕仁の葬儀の日にタブコル公園(当時パゴダ公園)で明仁日王(天皇)に太平洋戦争被害者(慰安婦を包む)責任の代引き継ぎ公開書簡行事(ヤン・スニム、文益煥とともに)

89. 4. : 説得を続けた結果、慰安婦 1 人が本会の会員として加入

90. 3. 1. : 対日過去清算国際裁判宣言

90. 4. 20. : 日本厚生省に挺身隊 9 万名の名簿を要求。実務者面談協議

27. : 韓国政府の要請時に名簿公開、日本側確答受ける

90. 8. : 日本軍慰安婦 1 人を原告に選定

90. 10. 29. : 生存者(軍人、軍属、労務者)及び遺族 22 人公式謝罪と賠償の本人訴訟を提訴
在日韓国人パク・スナム氏による無断撮影にハルモニが反発。慰安婦原告を離脱

91. 8. 3.7. : アジア太平洋地域戦後補償国際フォーラムに遺族会会員及び慰安婦 54 人が参加。
韓国慰安婦の実状を公開

91. 12. 6. : アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟に軍人・軍属・遺家族など 32 名とともに慰安婦 3 人が東京地方裁判所に提訴

91. 12. 13. : 国会外務統一委員会の聴聞会で慰安婦被害の実状を証言(慰安婦イ・ギブン、常任理事ヤン・スニム)

92. 1. 9. : 日本軍慰安婦の日本側強制連行不正に対する糾弾、及び宮沢首相の訪韓反対集会。日本大使館前に会員 500 人余りが集結。

日本軍慰安婦 10 人日本首相に直接面談の要請書。柳駐韓日本大使に渡す。

韓国外務省長官に直接面談、同一の要請をする。

13. :キム・ヨンサム大統領当選者に面談(キム・ジョンデ、ヤン・スニム)。慰安婦及び全体犠牲者の生活保護を要請。就任後、早いうちに解決と回答

15. - 16. :日本軍慰安婦 10 人の首相直接面談、及び戦後処理を求める会員 900 人余りが要求大会(日本大使館前)

17. :宮沢首相の訪韓国国会演説時に 6 個項目の戦後処理(慰安婦 10 人の首相直接面談など)を要求。

会員 1000 人余りによる国会前集結デモの最中、遺族会員のチュ・ギソン翁、警察との衝突で死亡。

92. 4. 13. :慰安婦 6 人が追加提訴

92. 12. 10. :日本の戦後補償に関する国際公聴会(東京)に慰安婦 7 人を引率(ヤン・スニム)他に遺族会員 50 人が参加。韓国・北朝鮮の慰安婦が初対面

92. 10. 15. - 93. 1. 10. :日本軍慰安婦の生活実態調査を実施

93. 1. 12. :外務省に日本軍慰安婦の緊急生活保護を要請

93. 6. 9.?23. :第 25 回世界人権大会(ウィーン)ヤン・スニム共同代表が参加。

『日本軍慰安婦、及び太平洋戦争全体犠牲者問題の解決要求』広報物 3、000 枚と資料集 200 冊を配布。

参加人権委員たちに「日本軍慰安婦問題解決要求」の署名を 556 人分受ける。

14. :本会議開幕後、大会総責任者のジョン・ペイ氏に日本の戦後処理要求公文書と広報ちらし、及び資料集を国連事務総長宛に伝達を要望、直接依頼。

17. :ジュネーブの国連 UN 本部とアメリカの国連事務所に日本の戦後処理要求公文書、及び資料集をキム・ヨンホ牧師側に伝達を受付(後日ガリ国連事務総長訪韓の時に直接伝達)。

韓国の日に韓日過去清算要求、及び日本軍慰安婦問題を発表(ヤン・スニム)。

93. 7. 8. - 23. : 7 回までの日本軍慰安婦証言聞き取りに関する日本政府筋と遺族会との事前協議会

26. - 30. :日本軍慰安婦 15 人の証言。日本総理府の代表 5 人が聞き取り。韓国側立会人:ヤン・スニム。

2001. 3.26. :アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟の日本軍慰安婦 1 審判決公判。 8 人全員に対して棄却判決

2003. 7. 22. : 2 審判決棄却の中、慰安婦シム・ミジャの一部認定。現在、最高裁判所にて上告係争中。

2. 日本軍慰安婦を訪ねて

日本軍慰安婦を初めて私が訪ねたのは 1984 年である。軍属だったハラボジ(お爺さん)を通じて慰安婦の生存を初めて知った時、大きな衝撃を受けた。実家の両親から若い娘の供出の話を聞いたことがあった。軍に連行されて軍人たちに与えるために血を抜かれたためすべて死んでしまったのか、帰って来た人は見られなかったという、まるで伝説のように言い伝え話だけで聞き知っていたのだが、実存のハルモニがいるという事実には愕然とさせられた。

それは私たち社会の歴史的情緒や観念のためだった。当時、命より大切に教えられてきた我が国の母親たちの貞操観念が日帝によって無惨に踏み躪られた不名誉な羞恥の民族史だから、どのように近づき、またどのように扱わなければならないのか恐ろしくもあった。

私はハラボジを通じて、まずはハルモニの被害状況と実態をあらかじめ知っておこうと面談を数回申し込んだが頑として拒否された。

ハルモニは「むしろ死んだ方がましだったが、恐ろしくて死ぬこともできなかった。その恥ずかしさを誰にも教えることはできないし、このまま静かに死ぬ。」と語った。

その後の数年間、説得するためにソウルから釜山まで何回も尋ねたがハルモニが私を避けて逢ってくれず、泣く泣くソウルに帰ってきたこともあった。そのたびにハラボジがハルモニをうまく説得して、必ず裁判の提訴に同参するようにすると慰労してくれたことが慰めとなった。

紆余曲折の末、90 年に対日公式謝罪と賠償を請求する本人訴訟(90.10.29. : 東京地方裁判所原告 22 人提訴)を提起する際に原告に加わるという許しを得、その条件として、法廷証言まではするが、メディアには一切公開せず、また仮名にて提訴することを約束した。

そして誰にも自分を公開せず、私だけが知っているようにと念を押された。それでハルモニの家にも私一人だけが入って行って、面談することができた。

ハルモニは自身の事が知られることを恐れ、強く警戒した。

しかし、その約束はハルモニの家へ行く時にわたしと一緒に行って外で待っていた遺族会役員の一人が、後に在日韓国人の朴寿南氏にハルモニ家を教えて、朴寿南氏がムービーカメラを携えて許諾もなしにその家に入り込む事件が起きて破られてしまった。

驚いたハルモニが、当時治療のために入院中であつた私に電話をかけてきて、直ちに原告から外してほしいと言い、私は電話中、腕に打たれた注射にも気づかないほど驚いて、さらには注射器の中に血が逆流する大騒動を引き起こすほどだった。

結局、私はそのハルモニの原告訴状を削除せねばならず、ハルモニは『公式謝罪と賠償請求本人訴訟裁判』の原告から抜けた。(翌年、太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟の原告になったが、他での公開はなかった。)

しかしその過程のおかげで、この問題に関心のある日本内外の人々は韓国に慰安婦ハルモニが生存しており、裁判の提訴まで推進していたという事実を知り、メディアでも取り上げられるようになった。

韓国内在住のキム・ハクスン(金学順)ハルモニがこの話を知り、自分も裁判に参加すると遺族会を尋ねて来たおり、タブコル公園(当時、パゴダ公園)で会った某ハルモニの案内で、キリスト教女性連合会を訪れ、メディアに名乗り出るようになった経緯の説明を受けた。

私は今もその過程について切ない思いが残っている。それは、当時この問題が社会的に敏感な部分でありながらも興味をいわずらに誘発することでもあり、ともすれば被害者に不名誉や被害を与える可能性もあるので、無条件公開とするのではなく裁判提訴とともに日本国の反省と贖罪の契機にしようとして遺族会では苦心していたためである。

当時、遺族会はキム・ハクスンハルモニが名乗り出る前に既に二人が追加で情報提供された状態だった。遺族会に知らせて来たハルモニたちは慰安婦として人間以下の苛酷な苦難を経験した方々だったが、キム・ハクスンハルモニの初公開のイメージが後日、日本の右翼紙やマスコミが軽くあしらうなどの下地となってしまったことが残念である。報道の初めから、慰安婦ハルモニたちの死よりも大きな苦痛を単に金銭問題に結び付けるなど、一部加害者らの反省のない居直り攻撃には恥辱と苦々しさを味合わされている。

私が慰安婦発掘問題の顛末をこの席を借りて明らかにしようとするのは、この問題が今後は単に大韓民国のみのことでなく、世界の女性史において二度と繰り返してはいならない生きた歴史的役割を果たさなければならないと判断して、日本軍慰安婦に対する加害者の誤った認識と歪曲を糾さなければならない義務があると考えたからである。

重ねて申し上げるが、遺族会は慰安婦問題で日本国をぼろぼろにし、問答無用で叩きのめそうとか、金を引き出そうというような意図ではなく、加害者として真摯に反省し、二度とこのような悲劇が繰り返されないために、正しい羞恥心を持ってもらおうということが目的であったので、直ちに公開しなかったのだということを明らかにしておく。

顧みれば当時キム・ハクスンハルモニの公開前に、本人から積極的にメディアに明らかにしたイ・ギブンハルモニが先に公開されていたら、一部加害者たちの姿勢やこの問題の方向ももう少しましな形になっていたのではあるまいかという無念さが残っている。

3. 日本軍慰安婦証言聞き取り要求

1992年1月9日、宮沢首相の訪韓直前に日本軍が関わったという文書が発見されて、日本国は慰安婦の連行が日本軍と関係あることを認めた。が、しかし、それでも強制連行はなかったという態度を日本政府は貫いた。

直ちに遺族会は日本大使館前に会員 500 人余りが集結した。キム・ジョンデとヤン・スニムは柳健一駐韓日本大使に会って「宮沢首相の訪韓反対、及び戦後処理の要求」と「慰安婦 10 人による首相との面談」の要請書を直接手渡した。

「日本による強制連行の有無はハルモニたちに会って直接話を聞き、良心に照らし合わせて判断せよ」を前提にして、15日には100人余りが日本大使館前で抗議集会をし、16日の宮沢首相ソウル到着日には、800人余りが日本大使館の前で抗議デモをした。

1月17日、宮沢首相国会演説の時間に会員 1,000 人余りが国会前から 100m 程の場所で「6項目の戦後処理要求」、及び「慰安婦 10 人と首相との直接面談要求」などの内容で声明を発表。そのデモの最中、不幸にも遺族の一人が警察の過激な阻止のために肋骨 4 本を折るなどし、収容された汝矣島の聖母病院で息を引き取った。

韓日過去清算運動開始後、初の犠牲者を出した遺族会はこの犠牲を踏まえて、継続的に日本国に慰安婦証言の聞き取り(日本内閣官房内閣外政審議室谷野室長に面談、韓国外務省長官、及びコン・ノミョン駐日韓国大使、キム・ヨンサム大統領当選者との面談など)を要求した結果、1993年5月27日、日本労働組合総連合会(連合)を通じて日本の官房長官の面談に関する答弁を手に入れた。

日本政府は「韓国側が慰安婦被害の当事者 10 人ほどを選定してくれれば調査委員(外政審議室職員)が面談し、調査後に強制連行が明らかになったらその後特別法を制定して個人補償を表明する用意もある、が韓国側がそれを拒否して中断した状態だ」という回答だった。

5月29日、遺族会は慰安婦だけではなく「全体被害に対して証言の聞き取り」をするように要求する声明を出して日本国に伝えた。もちろん韓国政府にも遺族会の意思を伝達して協力要請をした。

このような闘いを経て慰安婦証言の聞き取り要求から1年6ヶ月がたった1993年7月8日、遺族会は日本政府筋と1次証言聞き取りに関する協議を始め、第7回(1993. 7. 23.)の事前両国意見調整を行った。

そして1993年7月26~30日まで5日間、15人の慰安婦ハルモニたちの証言があった。

この過程で私は韓国内外の多くの所で非難の対象になった。一部マスコミまでもが証言聞き取りに対して憂慮した。それは「日本が何人かの被害者に会って聞き取りをしたことをもって自分たちの努力をアピールをし、その後すぐ忘れるであろう」という憂慮と、「実質的な問題解決への努力意志を信じられない」という理由であった。彼らの主張にも一理あった。

そのため私は日本が証言の聞き取り後に取り姿勢の如何によって民族的な制裁にあうかもしれないという重圧を感じながらも、一つの明白な意志があった。

それは、日本国は自分らが行ったすべての蛮行についてその真相を知っている。にも拘わらず、一貫して否定してきたから、その真実を口に出させるための名分を与えなければならない。

たとえ十分な結果は期待することができずとも、今からでも強制連行を認める機会を与えて、証言者が生存しているうちに、一つずつ立証して解決して行かなければならないという意志だった。また年老いた慰安婦ハルモニがだんだんと世を去りつつあるので、存命中に日本にその苦痛と真実を必ず知らしめなくてはならないという決心だった。

日本の聴取者といえども人の子としての良心は持っているとして、多くの抗議と憂慮の中で、一部の慰安婦が事務室の前で証言聞き取り反対デモをするという抗議の電話を数えきれなくして来たが、私は誰の妨害でも跳ね返そうという断固たる立場を貫き、結局 1993 年 7 月 30 日、無事に日帝による強制連行日本軍慰安婦 15 人の証言聞き取りを終えた。

4. 証言聞き取り終決後の日本政府の対慰安婦政策

1993 年 8 月 4 日河野官房長官は一部の強制連行を認める公式発表をしたがその犠牲者たちに対する問題解決対策や被害賠償対策には言及しなかった。

しかし、村山首相は周辺国に「平和友好計画」として 1,000 億円を策定して 10 年間に年間 100 億円ずつ使う政策を樹立したと発表した。

引き継ぎ、民間基金を作り慰安婦犠牲者らに慰労金を支給する事を構想し、民間基金設立のための事務所維持費などとして 5 億円を 1995 年度予算策定したという事実が知られるようになった。

遺族会は直ちに日本国が氷山の一角である慰安婦問題のみを取り上げ、太平洋戦争軍人・軍属・労働者・女子勤労挺身隊などとその遺族ら全体犠牲者自体を隠蔽する目的であることを見抜き、反対声明を出した。

日本軍慰安婦犠牲者らの立場では現実的な生活苦を解決するのが急務であったが、まず第一になされるべきことは日本国の犯した過去の蛮行に対する反省とお詫びとして、正当な賠償を受け踏み躪られた名誉を回復し、しこりとして残っている恨みを晴らすことであった。

しかし日本政府の慰安婦政策は犠牲者たち全体の問題には目もくれず、国際的な問題になった慰安婦問題のみに縮小して解決させることだった。安全保障理事会の常任理事国進出の足かせになっている慰安婦問題さえ取り除けば国際的な信頼が無事に回復して、アジアの指導国としてはもちろん世界の影響圏である常任理事国進出目標を果たす計画だと分かった。

このような過去に対する正しい反省の姿勢なしに形式的な宥め賺しで一貫した日本政府の慰安婦政策が、私たち政府(大韓民国)の反感を誘発したことを自覚しなければならない。

我が国の政府は直ちに日本軍慰安婦らに対する生活安定支援法を制定し、一時金と毎月の支援金を支給する政策を行った。これをもって日本国が提示した民間基金を拒否し、日本国の反省ない姿勢を迂回的に軽蔑していることを示す道徳的優位を標榜して、日本軍慰安婦ハルモニたちを慰労し基本的生活を安定させるための各種保護対策を立て、施行している。

その結果、最初に民間基金の受領を約束した慰安婦ハルモニ 7 人は反逆的売国奴とされ、韓国政府の無視と社会的な各種非難を浴びる境遇となり、同情から蔑視の対象となった。

結局、日本の過去の蛮行に対する反省のない宥め賺し政策は、一部の慰安婦犠牲者らに政府と社会の目を避けて密かに民間基金を受領せざるをえないという良心に呵責の念を抱かせる行為を誘発させた。彼女らは今も我が国の政府や一部の慰安婦関係団体が知るようになれば政府からの受領金を返還しろと圧迫されたり非難されたりするのを恐れて息を殺して一罪人かのように暮している。

また民間基金を受領しないハルモニたちの大部分はこの事実が分からなくて、結局行動することができなかった方々が多いが一部の方々はこれらの葛藤でむしろ多大の心理的苦痛を受けた。

5. 犠牲者団体を無視する民間基金の運営態度

日本国は周辺国の国民に想像を絶する残虐な犯罪を犯しながらも反省をせず、あまつさえ政府の一部高官らは臆面もなくしばしば妄言を吐いてきた。

敗戦後、韓民族(朝鮮民族)が本来日本の負うべき戦争の代価を代わりに担わされたともいえる韓半島の分断によってもたらされた、同族同士で銃口を向け合うという悲劇的な戦争に苦しんでいるとき、むしろ恥部をさらした日本国がそれを足場にして、再び経済大国として成長することができたという事実を誰も否認することができないというのである。

日本が認めたくなくろうが韓半島の分断は日本にとって負うべき十字架である。それゆえあらゆる南北韓(南北朝鮮)の犠牲者問題の解決、及び韓半島統一のために日本人は皆誰もが努力しなければならない。

にもかかわらず、このことには目もくれず、否、むしろこのようなことを取り上げることを非難しながら韓半島(朝鮮半島)の戦後処理問題は放り出しておいて、「足かせをとり除くというレベルでの民間基金設立政策」は犠牲者たちが貧困の苦痛の中にいるのだから、どんな金でも渡しさえすれば慰労になるはずだという、犠牲者の気持ちを無視した、「問題を隠蔽するため」のことであったから、結局は成功しなかった。

その運営態度は反対の声が大きくなる時民間基金側では二度以上韓国を訪問して関係団体たちを捜した。しかし犠牲者団体である「社団法人太平洋戦争犠牲者遺族会」には今まで一度も訪問しなかった。

これをもって日本国の目的が真に反省の上に立って犠牲者を問題解決するという姿勢ではなく、ただ気休め的な政策の一環で民間基金を立てたということが伺われ、むしろ犠牲者たちの反感を助長させた。

遺族会は初め民間基金の設立は日本国民が心より過去を反省し、慰安婦たちの苦痛を少しでも慰めるための謝罪と姿勢の表れであって、政府の意図とは無関係なことで理解して、その反省の姿勢については肯定した。

それは「日本国民があまねく過去の戦争の過ちを正しく認識したのであれば、あのような不幸が繰り返されないであろう」という期待感からであった。

しかし2002年5月1日の民間基金終了までと続けた日本の姿勢は、私たちの犠牲者の期待を失望で突き崩した。

そのため、結果的に見れば日本の民間基金「女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)」をもってして日本軍慰安婦問題は解決されなかった。

今からでも日本国は太平洋戦争犠牲者(軍人・軍属・労務者・女子勤労挺身隊・日本軍慰安婦)の問題解決のため、まず真心を持って実質的な解決に向けた行動を取らなければならない。

6. 慰安婦ハルモニたちの現況

韓国では最初、172人の被害者が慰安婦登録を受けたが、その後192人に増えた。しかし、この数年間に多くが死亡し、現在は約150人余りが生存している。遺族会が提訴した「アジア太平洋戦争韓国犠牲者補償請求訴訟」の慰安婦原告9人のうち1人が取り下げ、二人がすでに他界した。また、多くのハルモニたちが死に直面していて、殆どが毎日のように病院通いをしている。

比較的元気だったあるハルモニは10月23日に退院されたが、その他6名のハルモニなどは、殆ど家から出られないほどで、その他宗教団体が運営する福祉財団に収容されたが、痛みがひどくて苦痛を訴え続けているハルモニもいる。また冬に氷で滑って肩に怪我を負い、手術を受けたが頻

繁に再発し関節炎まで煩ってしまったハルモニもいる。数日前に病院からもらった15日分の薬を誤って5日分を一どきに吞んでしまい、一時危険な状態に陥り、胃洗浄を受けるなどしてかろうじて危機を抜け出した。またあるハルモニは白内障で視力をまったく失い、盲人になった。

慰安婦ハルモニたちの状態は、これからは目も耳も悪くなる一方で、一人で生活していくには多くの困難がある。遺族会もこれから彼女たちの面倒をみるためのセンターや福祉館の建設を推進しているがまだ力不足だ。

遺族会に申告した56人の中で10人以上が死亡した。そして一部には消息がつかめない方もいて、行方を探している。現在のハルモニたちは目前に死が迫ってきていて、残された時間はあまりない。存命中に胸のしこりを解くことができるよう、特に日本政府の覚醒が必要であり、それとともに私たち全てが努力しなければならない。

7. 女性のためのアジア平和国民基金が知っておくべきこと

(1) 遺族会は1991年12月6日「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟」を東京地方裁判所に提訴した。軍人、軍属、元日本軍慰安婦とその遺家族で構成された35人の原告のうち、元日本軍慰安婦は3人である。

1992年4月13日、元慰安婦の6人をこの裁判に原告に追加して全9人となったが、このうち二人が死亡した後、一審判決(2002.3.5:東京地裁)が宣告され、慰安婦不知により棄却される。また二審判決(2003.7.22:東京高裁)では慰安婦原告シン・ミジャ氏について、その一部が認定された他は全て棄却された。現在、最高裁に上告(2003.8)して係争中である。

(2) この裁判は日本国に直接の責任を問う裁判であるが、同様に日帝は小学校5年生から高等科2年(現中学校2年)である10歳から15歳以下の幼い少女を学業を続けさせると欺いて連行した。しかし女子勤労挺身隊として各軍需工場で酷使され、また戦争の砲火の中で命を奪われた彼女らは一次責任が企業体にあるという理由で原告に加えることの出来なかった事例があることを付け加えておく。

(3) 女子勤労挺身隊は企業を相手に何人かが個別に裁判を提訴したが、皆敗訴した。同じ戦争で犠牲となった韓国の女子勤労挺身隊の女性は当時の劣悪な環境下で飢えに苦しみながら苛酷な労働に酷使され、一部は日本軍慰安婦と同様な性暴行にまであ

っていた。身体的障害など様々な人権蹂躪に遭った悪夢のために大部分の被害者が心臓病を患い、これまでにその多くが死亡して、生存者は慰安婦のそれよりも少なくなっている。

彼女らの願いは生きているうちに日本国が真の謝罪と正当な賠償を行い、それによって名誉が回復されて苦しめられてきた悪夢から解放され、胸のしこりとなっている恨みを晴らして世を去ることである。

8. 女性のためのアジア平和国民基金が継続的な事業として履行すべきこと

アジア女性基金に「女性のため」という純粋な目的があるのであれば、同じ戦争の被害者である女子勤労挺身隊の問題解決にも当然のこととして慰安婦問題と同様に当たらなければならない。

民間基金の運営とその終息の過程では、日本国には太平洋戦争戦後処理を氷山の一角にすぎない日本軍慰安婦問題に縮小・隠蔽をするという意図があるとの憂慮から、日本の信頼回復よりも犠牲者、及び周辺国にむしろ反感をもたらすという逆効果を生んだということを指摘しておく。このことを切実に受け止め覚醒し、本当の意味での犠牲者問題解決を図るために全力を尽くす機構として新しく生まれ変わることを希望しながら、遺族会は下記の役目を果たすことをアジア女性基金に期待する。

- (1) 日本軍慰安婦、女子勤労挺身隊の人権蹂躪に対する日本の国会における「真相糾明公開及び公式謝罪による名誉回復」の推進をする。
- (2) 韓国に日本国慰安婦と女子勤労挺身隊の福祉館及び医療機関建立することを推進する。
- (3) 日本軍慰安婦、及び女子勤労挺身隊を含めた「太平洋戦争韓国人犠牲者賠償推進委員会」を日本の国会内に設立することを女性の名で推進する。
- (4) アジア女性基金の運営事業側は初めの約束通りにこれからは韓国の太平洋戦争犠牲者の福祉事業を優先して推進する。
- (5) 「平和友好計画」一千億円の策定は、太平洋戦争によって苦痛を受けた周辺国のために使われるものとして公表されたが、9年経った今日まで犠牲者にはその運営内容が知らされていない。日本国外務省は即刻計画の出資内訳を公開し、残額は犠牲者のための事業のために使うようにアジア女性基金が先鞭を取って推進する。
- (6) 全世界の太平洋戦争被害者が戦争に惨状を伝えることで戦争を予防し平和を志向する交流が円滑になされるよう、各国の犠牲者団体に対する「平和基金支援機構」

をアジア女性基金内に設立し推進する。

- (7) 日本の歴史認識変革のために「歪曲歴史教科書の是正、及び妄言根絶機構」をアジア女性基金内に設置し、女性の力で被害国と真の和親を推進する。

これから新しい始まりを迎える「女性のためのアジア平和国民基金」の「ラウンドテーブル」にこの度招請を受けて、これまで伝えることの出来なかった犠牲者側の立場について忌憚なく話す機会を得たことを幸いと思い、日本にとって聴き心地のよい物言いが出来ないことを残念に思うが、苦言を呈する機会が与えられたことに対して有り難く思う。しかし今後の「女性のためのアジア平和国民基金」には、以前の民間基金の誤った轍を踏むことなく、真に太平洋戦争犠牲者の問題解決のために女性たちの本当の良心発揮を行動にして見せてほしい。日本国に正しい方向性を提示してアジアからの信頼をまず回復することが世界の指導的国家となるための道であることを悟らせるよう期待する。

9. 結び

- (1) 私が日本軍慰安婦ハルモニを捜し始めて多くの苦労と困難を味わい、説得するにあたっては更なる困難に立ち塞がれ、何度泣かされたかわからない。が、微かではあるがそれらの苦痛が実を結んで世界的に日本軍慰安婦問題が知られるようになり、世界の人々を驚愕させ、問題は急速に世界的な問題となった。
- (2) この問題は戦時における日本国の女性に対する非人間的行為がまた別の意味で戦争の苦痛であることを明かにするきっかけとなった。また、これが全世界の女性の人権に関する次元の問題で、単に日本のみにとどまらず世界あちこちの戦争勃発国において女性を保護するための根本となるしっかりとした足掛かりになったことが分かる。また女性にとって最も大きな苦痛となる問題として今後、決して再発することのないように啓発したことで女性人権問題がさらに一段階発展し、世界女性人権史に残りうる極めて大きな功績を挙げたと自負しても良いと思う。
- (3) このように日本の「女性のためのアジア平和国民基金」も設立当時には多くの「産みの苦しみ」を味わったことと思うが、結果として苦しんでいる多くの慰安婦実被害者たちに直面した苦痛を減らすための実質的役目を履行したことについては事実として評価される。

東南アジア各被害国の日本軍慰安婦が当時の極度の生活的苦痛に喘ぐ中で民間基金設立と履行で一部ではあるが解決されたことも多かったので、日本の国家としての名分は認められないが、日本国民の心や姿勢は犠牲者たちの敵対的感情を大幅

に解消させる大きな成果を産んだとして評価することが出来る。

- (4) そこで今後の日本政府はアジア女性基金を通じて反省と謝罪の姿勢を見せて、今まで慰安婦に限って行ってきた事業の対象を犠牲者全体に広げ、「縮小解決を意図している。」という非難を払拭し、犠牲者らの不満と敵対感を解消して、真の和解を図らなければならない。
- (5) 人生の終着点に達しつつある犠牲者らの生存中に解決しなければ、彼らのその恨みは永遠に晴らされることなく澱として残り、その重みは日本国民の胸に大きな十字架としてのしかかることであろう。

日本国の真の反省の姿勢を東南アジア諸被害国と被害犠牲者らを通じて世界の人々の心に伝え、変化した日本の良心を必ず実践・履行するように忠告しておく。

「戦争犠牲者」とその支援

金正任(キム・ジョンニム)
太平洋戦争犠牲者遺族会
韓国

悔しい思いをした被害者を初めて招待してくれてありがとうございます。私は太平洋戦争犠牲者遺族会(遺族会)の1人として96年からケアセンターに携わっておりました。私たち遺族とハルモニ(おばあさん、元「慰安婦」)の共同のケアセンターとして運営していました。独りで暮らしているハルモニが体の調子が悪いとき、独りで寂しいとき、ケアセンターに集まって話をして鬱憤を晴らしたり歌を歌ったりしていました。様々な支援団体、ハッキリ会とか、高校の先生とかまた広島の方からも団体の方が私たちのケアセンターを訪れて協力してくれました。キムハクスンさんを連れて何度か日本に訪れたことがあります。その際に日本の官房長官から非常によい言葉をいろいろいただきました。これからケアセンターを発展させていけるか、遺族会とハルモニが一緒になって日本の後援団体とも一緒になってケアセンターを運営していけるかと質問してみました。

ハルモニたちは楽しくケアセンターの運営を行っていましたが、民間基金が設立されて慰労金を受け取る、受け取らない、といった問題が持ち上がり、挺身隊問題協議会(挺隊協)や私たち遺族会の中でも反対する声が会員の一部から上がるなどしてセンターの運営が上手くいかなくなってしまいました。先ほど申し上げましたキムハクスンハルモニも亡くなり、私たちはケアセンターを1年半だけしか運営することができませんでした。このケアセンターがなくなってしまい、ハルモニからもセンターは運営しないのか、再開しないのか、センターがなくなってしまって非常に悲しい、そういったお話もたくさん聞きました。私はハルモニが非常に悔しい思いをしていることも十分承知しております。また13年間行われてきた裁判を傍聴してきて、私たちはボランティア精神でそれなりにハルモニたちを一生懸命サポートしてきたつもりです。ですが遺族会としても資金難という問題がありまして、ハルモニたちが満足できるようなサポートをできないのも確かなことだと思います。ですがハルモニたちは韓国政府や日本政府から少しなりとも助けをいただいておりますが、遺族会の遺族の方たちは全くそのような助けをいただいております。

客観的に思うのですが私自身、父を戦死によって亡くしました。私の母は夫を亡くした状態で孤独な生活をしてきました。私はハルモニを母と同じように非常に可哀相な人たちだと思っています。私は私たち遺族会とハルモニたちが一緒になって助け合うことが必要です。ハルモニたちは自分たちで頑張るとおっしゃっていますが、ほとんどの方が80を超える高齢です。あるハルモニの場合は言葉を話すこともままならず、水一杯さえ人の助けがなければ飲めないような状況です。そのような

方たちを助けるためにもセンターを運営できればと思うだけに、非常に残念でなりません。

私の母も被害者でしたが母は亡くなっており、もうおりません。私自身も被害者だと思っています。私は父の顔も知りませんし、また父の遺骨を捜すことすらできていません。今後はハルモニのみをサポートするのではなく、多少問題はありますけれども、お互いに被害者同士手に手を取り合って、お互いに苦痛に満ちた過去の清算問題をひとつひとつ一緒に解決していければと思っています。

遺族の中には軍属、軍隊として日本の軍隊に参加して生存して帰還した人もいらっしゃいますが、戦争によって手足を失った人もいらっしゃいます。私の知っているおじいさんは病気にかかって非常に苦勞なされています。その方たちもかわいそうな厳しい立場におかれています。そういった方たちは日本政府、韓国政府からも全く見放されていてなんの助けも受け取っていません。彼らも同じようにサポートを受けるべきだと思います。私は同じ女性なので、ハルモニたちは非常に可哀相だということは重々承知しています。ですからそういったハルモニたちを優先させながら、植民地被害を受けたすべての被害者に対して何らかの助けの手を差し伸べるべきだと思います。

私が臼杵さんと知り合って15年になります。臼杵さんは韓国に来て非常に苦勞なされたと思います。韓国においては戦争の傷跡によって心の中に非常に恨みつらみをもっていらっしゃる方が多いので、そのような中で活動することは筆舌しがたい苦勞だったと思います。それでも臼杵さんは被害者に対して非常に温かい言葉をかけてくれたり、私たちの手足の役割をして多くの助けをしてくれました。私は臼杵さんからの知らせを聞くと、自分の父の知らせを聞いたように嬉しく思ったものです。今臼杵さんは被害者のために何か仕事をしたいという思いがあるにもかかわらず、いろいろな条件のためにそのような仕事ができないと聞き残念に思っています。臼杵さんに何かそのような働く場が与えられて、私と一緒に手をとりながらこのような問題に対して一緒に解決していけるような道が拓かれればよいと思っています。

基金は全ての問題は解決したと言っていました。遺族会は基金から何の相談も受けたことがありませんでした。遺族会は日本政府からも韓国政府からも何の支援も受けておりません。私の父は日本の軍隊に所属して戦死したと申し上げましたが、私は父の生死すら知ることができませんでした。幸いにも日本の裁判をあちこちで傍聴しているうちに父の生死については知ることができたのですが、私は日本の国民、日本の国家にどうしてもひとこと申し上げたいのは、私の父を初めとする戦争犠牲者の方たちは日本の国民、日本の国家によって犠牲になったのにもかかわらず、なぜ私たちに一言の説明もないのかということです。非常に悔しくてたまりません。

私は3歳にして父を亡くしてしまいました。いろいろな意味でうらみつらみが非常にたくさん積もっ

ています。父の顔も知りませんし、また父がいなかったため生活が苦しく学校にも行くことができず、無学です。皆さんは今日この様に被害を受けた者たちの意見を聞いたわけですから、私たち実際に被害を受けたものたちの気持ちは十分にわかっていただけたものと思います。このような私たちの状況を日本の政府に伝えていただいて、日本の政府は過ちを犯しましたけれども、過去の過ちを考慮しながらどのようなことをしてくださるのか、その過ちの代償を補償しなければならないと思います。私の父も戦争に連れて行かれて青春を踏みにじられましたし、また私自身も生活が苦しく、学校に行くことも食べることもできず父親の愛を受けることもできませんでした。そういった意味で青春を奪われてしまいました。そのようなことを受けたことがない人にはわからないと思いますが、私たちはそういった意味で非常に苦労しました。今後は韓国政府、日本政府、被害者の皆が手を取りながら問題の解決をしていきたいと思います。

軍隊慰安婦問題に対する韓国大学生の意識変化

李元雄(リー・ウォンウォン)

関東大学

韓国

1. はじめに

戦後 50 年あまりの間、日本の戦争犯罪問題はアジアの国家、特に中国・韓国と日本の間において外交的懸案となって来た。特に軍隊慰安婦問題は韓国と日本との間で、歴史問題の争点になって来た。慰安婦問題は両国の政治的感情と結び付いているので、解決しにくい問題に間違いはない。両国の民族主義者グループらは、この問題を自分らの政治的な目的に利用している。

このような状況は未来の東アジアの国際秩序形成に不確実性を加えている。歴史問題は戦後の東アジア秩序の構築と両国関係に障害をもたらしている。両国の市民団体らは民族感情を促して、相手国を責めることに夢中になっている。このような状況下で、両国の市民社会での親密性を高め、友情を発展させることは極めて難しい状態になっている。

今、慰安婦問題を解決する妙案を出すということは事実上不可能だ。しかし、私たちは不幸な過去を清算するためだけでなく、新しい東アジアの未来秩序のためにこの問題を解決しなければならない。韓国は韓半島(朝鮮半島)統一のイニシアチブを取ろうと思っている。これは日本側の政治経済的支援がなしには不可能である。同じく、日本は歴史問題を脱皮し、正常な国家として世界舞台に進出するために努力している。このような努力も東アジアの近隣諸国、特に韓国の支援が必要だろう。韓日両国はデモクラシーの価値と市場経済体制を共有している。両国は経済・安保など多くの分野で相互に依存を深めている。このような新しい関係の発展は、両国市民に過去問題清算の必要性を提起している。ならば、この問題に対してどのように接するべきであろうか？

2. 学生グループの重要性

私はここで、歴史問題全般を解決するための一括方案を提示しようとは思わない。この文で、歴史問題に対処するために両国の市民社会間の親密性と連帯性を増大させる実践的問題を提起しようというのである。特に慰安婦問題を含んだ韓日間の歴史問題が、未来秩序と連関されているという点で、若い世代間の対話と認識の共有が重要であるという点を明らかにしようと思う。このような観点で、私は韓国社会の変化と動態性に注目し、長期的で市民中心的な接近方法を提案しようと思

う。

韓国政治の民主化の過程で、大学生たちは非常に重要な役目を遂行した。大学生のグループは、大部分の国家的問題に積極的に介入しようとしている。彼らは 1960 年と 1987 年に起きた二度の韓国市民革命において、主力として参加した。彼らのこのような役目に注目するなら、当然彼らが日本に対して持っている認識と、特に慰安婦問題に対する彼らの意識を理解することが重要である。それは韓国社会が将来進んでいかなければならない方向を暗示している。

私は韓国社会の変化と動態性を強調しようと思う。また民族主義的性向を強く持つ韓国のメディアと市民団体の影響から、比較的自由な立場にある一般の大学生たちの歴史問題に対する認識がかなり変わりつつあるという事実を見付けた。私は去る 2 年間、韓国内の 2 大学での授業時間中に、学生たちに課題を提示した。そして、そのレポートを通して彼らの率直な考えに接することができた。去る 7 月には 18 人の韓国の大学生たちを引率して、日本の大学生 100 人あまりと韓日学生フォーラムを開催した。このフォーラムを通じて両国の若い大学生たちの、慰安婦問題に対する率直な見解を直接聞くことができた。今回の発表はこのような経験と資料に根拠しているのである。

3. 慰安婦問題と韓国の社会運動

慰安婦問題に関する韓国の大学生らの見解を提示する前に、先にこの問題が韓国社会にどのように提示され、進行されたのかを調べる必要がある。慰安婦問題は 1980 年代末に韓国で知られ始めて、1991 年 12 月に本格的に申し立てられた。3 人の慰安婦被害女性を含む市民団体らが、日本政府を相手に法廷闘争を始めた。彼らの要求は日本政府の公式謝罪と被害に対する補償だった。特にこの問題は国家レベルでの歴史清算問題を越えて、普遍的な女性人権問題として扱われ始めた。

日本政府は慰安婦問題に対する政府責任を否定し、このような態度に刺激を受けた韓国の 22 市民・女性団体らは『挺身隊問題対策協議会』を結成して対応し始めた。彼らは日本政府の公式謝罪、被害補償、記念碑設立、日本史教科書への事実記録など、6 項目の要求条件を掲げた。

韓国政府はこの問題に消極的に関与した。しかし日本国内の右翼勢力と政治家らが歴史問題に対する『妄言』を繰り返す度に、この問題に対する韓国政府の消極的な対応を批判する世論の熱い叱責と圧力を受けるようになった。韓国政治の民主化が進むほどに韓国政府に加えられる批判はさらに強まっている。しかしこのような韓国内の反日世論は逆に日本国内の保守・右翼世論を増大させる結果をもたらしている。外交的チャンネルを通じた解決方法は、このような世論に影響を受ける両国政府の政治的立場のため、これ以上の進展をもたらすことはできない。今の状況下、この問題に対して韓国政府がこれまでより一層断固たる積極的態度を取る可能性は殆どない。

しかし韓国の市民社会の反応は違った。韓国の民主化によって市民運動は一層活性化され、政

府から独立的な姿勢を持つようになった。様々な団体が様々な理由でこの問題を積極的に申し立てている。フェミニストグループ、民族主義グループ、人権運動団体などが今、慰安婦問題を提起している。彼らは環境運動団体などの他の団体らと連帯してこの問題に対処している。政治的な観点で見ると、これらは官僚政治と韓国内保守勢力に対抗する共通の利益を持っている。彼らが動員する政治的資源は次の通りである。

(1) NGO

NGO は韓国の市民運動において、大衆の参加を組織して動く最も重要な制度的資源である。韓国の NGO 運動は民主化闘争を通じて発展して来た。言い換えれば、韓国の NGO は市民運動の理念と政治的価値を背景にしているということである。大部分の市民運動のリーダーらは、学生運動を通じて進出した。一部のリーダーたちは宗教団体を通じて輩出されたりもした。これは韓国の市民運動が出自的な同一性を背景にしているという意味で、多くの分野の団体が理念的志向において同質性を見せる現象に対する、社会学的解答でもある。

1990 年代慰安婦問題は市民団体たちにより主導され、一次的に両国政府に対する圧力を行使する目的で動員された。慰安婦問題を社会的に議題化して、具体的な行動綱領を提示しながら、韓国の NGO 連合はこの議題を独占し始めた。彼らは国連とILOなど、国際フォーラムにこの問題を持って行きもし、国際的な支援ネットワークを構成し始めた。2001 年、東京での市民裁判を主導し、主要な集会を通して慰安婦問題を世界的議題として申し立てることに成功した。

韓国の NGO は依然としてこの問題と関連して極めて強い力を持っているが、最近その推進力が挫かれる現象が現われている。一部の女性リーダーらは引退したり政府に入閣したりし、また一部はこの問題に対して意志を失いつつある。大部分の韓国 NGO らは世代交代や組織改編の必要性に直面している。

これまで韓国市民社会発展の原動力であると同時に中心としての役割を担当してきた NGO 運動は、重大な岐路に直面している。新しい世代の登場と変化する社会的な現実に直面して、韓国の NGO がどのようにして次世代の指導グループを組み上げ、どのような問題を提示するかと云う問題が提議されている。このような変化はこれから慰安婦問題と関連して、韓国社会内の大衆的な世論の行方とも密接に係わった重大な問題である。

(2) フェミニズム(feminism)

フェミニズム運動は韓国の社会運動の中で一番活発、且つ進歩的な要素を構成する。そして、フェミニズム運動は韓国の民主化、近代化による社会的変化を反映している。西欧的フェミニズム理論で武装した若い大学生グループと宗教団体、女性インテリグループなどは韓国社会内の男性中心の保守主義に対抗している。

軍隊慰安婦問題はこれらのグループが社会的な注目を引くことに寄与した。これらは慰安婦問

題を男性優越主義、軍事主義の構造的強圧と見なす。これらはこの問題を民族主義的視覚で眺める立場に対して、批判的な姿勢を見せたりする。すなわちこの問題を日本帝国主義の対植民地という観点で見ると、問題の本質を読むことのできなかつた狭小な認識だといえるのである。

(3) 民族主義

大部分の軍隊慰安婦問題活動家らは、多かれ少なかれ韓国民族主義の影響を受けている。韓国は分断国家であるので民族主義がまだ市民運動の重要な動力になっている。植民地時代の惨憺たる経験と日本帝国主義に対する憎悪心、被害意識などが慰安婦活動家たちを導く共通的なモチーフになっている。

しかし一部のフェミニスト活動家らが、慰安婦問題をただ日本を批判する口実とする民族主義視角に対して批判的な立場を取っているという点が非常に興味深い。韓国の経済と民主化の進展で、すでに過去の抵抗民族主義とは違う形態の新しい民族主義が胎動している。もし慰安婦問題がこのような韓国の民族主義的政治理念の発展と関連付けられて用いられたならば、この問題は政治的に利用される可能性が非常に高い。そして、このような関連付けは、長期的に両国間の外交関係とは異なる問題解決に否定的影響を及ぼすであろう。

(4) 人権

人権問題も韓国民主化の過程で非常に重要な役目を担った。日本帝国主義の時期は言うまでもなく、軍部独裁時代に韓国人は極めて多くの人権侵害を経験した。韓国の若い世代は人権問題に対して高い関心を示している。人権活動家らは慰安婦問題に対してこれらが本人の意思に反して強制的に引き連れられて行ったということに最も憤慨している。

慰安婦問題に対して普通、人権意識はフェミニズム、民族主義的動機とは何ら差別性なしと一緒に共有されているように見える。しかし厳密に言えば、人権と女性主義、民族主義は、その動機において明らかに異なったものである。人権はより普遍的な基準と価値を土台としている。

軍隊慰安婦問題も日本を非難するための口実となるより、全世界的なレベルでの人権推進のために、歴史的教訓のレベルで扱われることが望ましいと思う。

4. 韓国大学生たちの態度

それでは、韓国の大学生たちはこのような問題について、どのような態度を示しているのだろうか？一番驚くべきことは、日本に対する寛容と成熟した意識である。

傍目には、彼らの感情的な反応は一般国民の世論と特に違わないことのように見える。大部分の学生は日本軍の性的搾取に対して強い怒りと敵愾心を顕わにして、慰安婦被害者の厳しい生活に

対して深い同情と憐愍の感情を表出させている。彼らは日本政府がこの問題に対して公式的な謝罪もせず、何の措置も取っていないという点で、日本政府に批判的だ。

しかし、同時に彼らはこの問題をより広い視角で理解しようと努めている。彼らはこの問題が発生したことについて、より構造的、且つ根源的な原因を探ろうとする。そして彼らは日本との外交関係が歴史問題によって困難を来すこととなることを避けようとも思っている。

彼らが提示する解決方法は、韓国の NGO が追い求める方向よりも理性的であり中道的である。一部の学生らは、一時に日本政府から降伏を引き出そうとする韓国 NGO 団体たちの「一括主義的接近方法(all-at-once approach)」を現実的なものとして批判している。彼らは感情レベルでの近寄りもたらず危険を十分に認識している。次の四つの項目は筆者が彼らの多様な意見を収斂させて選ったものである。これは韓国の大学生たちの意識変化を現わしている。このように率直で成熟した認識がこれまで慰安婦問題解決のために努力して来た両国の市民活動家たちに、多少なりとも慰めとなってくれることを祈る。

(1) 軍事株の時代の普遍的人権問題で認識

ある学生は次のように言っている。

「...この問題は日本と韓国において人権運動の成熟を見るまでは徹底的に隠蔽されていた。この問題は特に日本の人権運動が発展するに伴って大衆的な関心を引き始めた。慰安婦問題は日本帝国主義と男性による二重の少数者搾取の事例を見せてくれる...」

(李ジェミョン、環境工学科)

(2) 日本の市民運動と市民活動家らの努力を評価

「...私は日本で鋭い観察力を持って、誰もが忘れることを願うこの問題を掲げて争って来た人々がいるという事実に対して誇らしさを感じる。私は彼らが、自国民が顔を背ける問題について良心的に語って来たことに対して、大きい感動を受けた。誰もが自分の過ちを隠したが。しかし、このように良心的な人々の働きによって、今日の国際社会における日本の位相を達成したのだと思う...」

(黄ウォンジャ、経営学科)

(3) 韓日関係の大切さと必要性の認識

「...韓国と日本の NGO は、もっと協力して連携を強化させなければならない。これはただ慰安婦問題の解決のためのみならず、私たち両国民がより一層共通的な利害関係の中で生きて行かなければならない為である。」(全テリョン、情報通信学部)

(4) 長期的で複合的な接近方法の選好

「...この問題は短期的に解決されにくい。この問題を解決するためには、両国民の間により多く

の努力と交流がなされなければならない。私は日本の人々の真心がより多くの韓国人に伝えられることを期待する。たとえアジア女性基金の力が微弱だとはいえ、彼らが本当に慰安婦被害者たちを助けようと思ったという点を理解する。何よりも重要なことは、慰安婦被害者が一番必要とするものが何であるかを知り、それを助けることである。アジア女性基金の活動がより多くの韓国人に知らされる必要がある。そうすれば、より多くの韓国人が彼らの本心を理解することができるはずである。韓日両国はそれぞれ文化的な違いがあるのだから、より多くの交流と相互理解が必要である…」
(南宮フン、産業工学科)

「…慰安婦問題の解決案と関連して、政府補償が優先だという立場と市民レベルの補償が優先だという立場が対立している。私はこの両方ともに必要だと思う。政府の補償と同じく国民のレベルで本気を見せることも重要である。政府の補償を成就させるためには永い時間がかかるであろう。私たちは長期的な観点でこの問題解決のために努力しなければならない。自発的な国民の参加で成り立ったアジア女性基金の努力を歪曲せずに、日本国民の謝罪を受け入れる姿勢を見せる必要がある。韓国のような被害当事者は民間補償を日本政府の責任を回避するための政治的述策と見做す。しかし、私はこのような態度はまったく間違ったことだと思う。私が一番重要なことと思うのは、韓国の NGO や政府がどう思うかと云うことではなく、慰安婦被害者女性が一番必要とするものが何なのであるのかを先に考えることである。」
(鄭ドングギョ、環境工学科)

5. 結論:どのように対応するか

韓国の若い世代は慰安婦問題に関して、より柔軟で理性的な態度を見せている。彼らは民族主義的感情からより独立的である。このような事実は韓日関係の未来がより楽観的でありえるという可能性を提示し、それによって歴史問題に対する接近方法を暗示してくれる。

第一に、問題をより広い視角、普遍的視角で眺めることである。多くの学生らが指摘するように、慰安婦問題は日本だけの問題ではない。これは女性人権に対する蹂躪、あるいは軍事主義による強圧的搾取など、普遍的な問題認識のフレームの中で理解されなければならない。

二番目に、韓日の市民社会の主導的な努力が必要だという点である。このためには両国の市民社会指導勢力の間での緊密な協力と連帯が必要である。

三番目、両国の若い世代間の交流と相互理解をもっと強化させなければならない。両国の若い世代は、多くの点で共通点を見せているし、歴史認識においてより融通性を見せている。彼らの間での自由な討論と交流は、狭小な民族主義のフレームを越えて歴史問題を解決するのに役立つ。

歴史問題は韓日関係の未来を開いて行くことにおいて決して障害になってはならないし、むしろ

両国間の連帯感と共通利益を認識することにおいて、一つの教訓と見なされなければならない。

「考えは世界的に、行動は地域的に」という国連のスローガンどおり、これからアジア女性基金が歴史問題を越えてアジアの女性問題、貧困問題、女性人身売買問題などの普遍的な主題を扱って行くことができる団体として発展して行くことを希望する。

最後にある学生の文を引用して、この発表を終えようと思う。

「...アジア女性基金は創設当時に日本政府の支援を受けているので、厳密な意味で NGO と呼ぶことは難しいかも知れない。しかし、それは最小限、精神的なレベルで政府から独立した市民団体として活動しながら、存続されなければならない。もしアジア女性基金が他のアジアの市民団体と連帯を強化してともに普遍的問題を解決するのに主導的役目を遂行するのであれば、韓日間の不幸な歴史から始まった誤解と感情を解決するのに大きく役に立つことであろう。」

(金ボンス、建築工学部)

フィリピンの「慰安婦」被害者と「慰安婦」問題の行方

リッチ A. エクスマドゥ - ラ

リラ・ピリピーナ

フィリピン

「リラ・ピリピーナ」のサバイバーを代表して、私たちは、今回のラウンドテーブルの参加者全員、本日代表で参加された慰安婦団体の方々、女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)のスタッフおよびメンバー、仲間、ゲストの皆さんに心からの歓迎のご挨拶をしたいと思います。

この重要な会議に招待いただき私たちの立場を表明する機会を提供していただいたことを嬉しく思います。このような活動が、近い将来、この問題の迅速かつ適切なる解決に私たちを導いてくれるよう望んでいます。

フィリピン人慰安婦たちは1992年から11年間闘い続けてきました。従軍慰安婦サバイバー(立ち直った被害者の意)のフィリピン人女性の正義を全国的に支援する仕組みを提供するため、7つの女性団体から成るフィリピン慰安婦問題タスクフォース(TFFCW)が1992年7月13日に設立されました。このタスクフォースは、社会意識を高めるキャンペーンを始めました。65歳のマリア・ロサ・ルナ・ヘンソンは、9ヶ月間パンパンガのアンヘレスで軍の性的奴隷でしたが、被害について公に詳しく語ったフィリピン人慰安婦として最初の人です。それ以来、キャンペーン活動を支持しTFFCWを支援する女性の数はどんどん増えています。1994年5月16日、国民会議、そしてTFFCWのメンバーと慰安婦サバイバーの会議の結果、リラ・ピリピーナが組織されました。同じ年の6月25日、リラ・ピリピーナの活動が正式に開始されました。

1. 沈黙の50年

元慰安婦の人々は50年の間沈黙を保っていましたが、その間、第二次世界大戦時に経験した辛いトラウマにより、彼女たちは人生のあらゆる面において苦しんでいました。誘拐され、駐屯部隊に監禁されたとき残酷な扱いを受けたため、身体に怪我、傷、障害が生じました。そのような傷により日本軍兵士から受けた経験が辛く思い起こされます。

精神的には、臨床では心的外傷後ストレス障害(PTSD)として知られている症状に悩まされています。この精神障害は、戦争被害者や自然災害の被害者によく見られるもので、不眠、度重なる悪夢、不安が起こります。

社会的な面において、このような女性は社会で役割を果たしたり、生産的なことをすることができません。社会的汚名のために、自分のコミュニティでは隠れて暮らさなければならず、多くの人が別の町に移って新たな生活を始めています。なんとか自分の家族を作ったとしても、過去が彼女たちにつきまとい、そのことが人間関係に大きく影響します。このような女性の多くは教育を受けておらず、文盲で、貧困家庭の出身です。ほとんどの人は単純労働(洗濯、行商、家事手伝い)をして戦後を生き伸びています。

このような苦しい体験をした彼女たちだからこそ、50年経ってやっと公に声を上げることができたのです。何も変わっておらず、どちらに進めばよいのか、彼女たちにはわかりません。同情したからといって、彼女たちの真のアイデンティティと辛い過去を隠してはならないのです。

2. 被害者からサバイバーへ

フィリピン人慰安婦が沈黙の誓いを破ったのは、ロラ(フィリピン語で「おばあさん」の意)・ロサ・ヘンソンがメディアに登場するのを見て、彼女の声をメディアで聞いたときでした。彼女たちはついに自分が共感できるもう一人の被害者を見つけたということです。彼女たちの醜い過去がやっと公に語られました。女性団体と関係者が彼女たちの弁護を積極的に行っているのを目にし、このような変化が起こることで、彼女たちはロラ・ロサの呼びかけによって束縛を徐々に解いていきたいと思うようになり、結束して正義のために一丸となって闘うようになったのです。

フィリピンやその他の国の慰安婦団体の正義を求める要求の喚起を意図したサポートや反対運動が激しく高まり、日本政府を揺り動かしました。日本政府が終戦前年(フィリピンの場合はサンフランシスコ平和条約)の国際条約への調印によってこの問題は既に解決済みであるとの主張を続けていても、彼女たちは被害者に対して罪を償う方法を依然として模索していました。

3. 日本の道義的責任を果たすための女性のためのアジア平和国民基金

慰安婦問題に関する活動に対して強力な働きかけがなされ、1995年にアジア女性基金が設立されました。このアジア女性基金によって、償い金が支払われ、サバイバーに対して謝罪の手紙が渡されます。償い金は民間からの寄付で賄われ、医療と福祉に関する資金は公的基金から拠出します。

アジア女性基金では、元慰安婦が受給資格のある公的賠償金あるいは法定賠償金に代わるものではありません。この償い金は、第二次世界大戦中に軍の性的奴隷であった後に慰安婦の人たちが真の意味で受け取るに値するわずかな手当にすぎません。この基金は内閣による立法上の決定により設立されたもので、日本政府の道義的責任を果たすだけのものであって、このような女性に対して犯された戦争犯罪に対する賠償を完全に行うものではないのです。

11 年の間、フィリピン政府は慰安婦であった女性と彼女たちの戦いを無視してきました。リラ・ピリピーナの 173 例のケースのうち、88 人のロラたちがアジア女性基金からの受給を受け取り、その償い金を自分の闘い、自分自身、家族を支えるのに使っています。残り的人たちは自分の考えを守り、アジア女性基金を無視することにしました。ダバオのあるロラのケースがその 1 例です。死の床に伏せているときでさえも、アジア女性基金からの支援を受けようとはしませんでした。

サバイバーが償い金から利益を得ていることは真実ではありますが、そのような利益とは束の間のもので、元慰安婦が求めることに最終的に応えるものではありません。サバイバーたちはアジア女性基金以前と同じように生活の状況は悲惨であり、程度は異なるものの、彼女たちは社会的汚名を未だに着せられているのです。

償い金を受け取る際に、慰安婦であった女性の決意がこれによって弱まるのではと心配する人はたくさんいます。日本政府から正義を獲得するために活動しているフィリピン人慰安婦の誠意が疑われたりもしています。しかし、ロラたちとリラ・ピリピーナの下での支援者らは、日本政府およびフィリピン政府に対する要求のために積極的な活動を続けており、それは時が証明してくれています。

被害者の人道的支援は、慰安婦問題の解決を鑑みて行う必要があります。サバイバーらは、自分たちの要求が無に帰してしまうという理由で日本政府からの人道的援助(医療手当など)の受取を拒否しています。

4. 慰安婦問題の解決

私たちは、フィリピン人慰安婦が待ち望んでいる解決とは彼女たちの要求に直接応えることであるという自らの立場を保持します。

フィリピン人慰安婦は、日本政府に以下のことを要求します。

- (1) 日本政府は、慰安所および慰安婦制度の運営に関する戦争関連の公文書のあらゆる情報の完全なる公開におけるその責任を果たすこと。
- (2) 被害者女性、その家族に対する日本政府からの適切な賠償を行うこと。
- (3) 日本政府が、第二次世界大戦中の『慰安婦』による性的奴隷制についての事実を戦争犯罪として教科書および歴史に関する書籍に記述すること。
- (4) 日本政府の報告に反することであるが、『慰安婦』を軍の性的奴隷として徴集しそのように扱ったことにおいて力と暴力を用いたことを日本政府が認めること。
- (5) アジア女性を軍の性的奴隷として徴収したことにおいて直接的な役割を果たしたことについて、フィリピン人特に被害者女性とその家族に対して公式の謝罪を行うこと。

フィリピン人慰安婦は、フィリピン政府に対し以下のことを要求します。

- (1) 慰安婦制度を戦争犯罪として宣言するという公的立場を公布し、日本政府が制度化した性的奴隷制度に直接関与したことを非難し、被害者とその家族に正式な謝罪および補償を要求すること。
- (2) 慰安婦問題について正式な調査および記録を行うこと。
- (3) 第二次世界大戦中の慰安婦および慰安所についての真実をフィリピンの歴史に記載すること。ここには、教科課程、教科書、その他の公的教育施設および民間教育施設を問わず使用される教則資料も含まれる。
- (4) 今の世代が侵略戦争の裏側にある悲しい現実を覚えておけるものとして、慰安婦および第二次世界大戦の犠牲者のための歴史的記念碑および聖堂を建てること。
- (5) 被害者、サバイバー、その家族に実質的な支援を行うこと。

これまでに亡くなったロラの人数は 39 人であり、多くの人が高齢に伴う病気(糖尿病、高血圧、リウマチ、肺気腫)に苦しんでいます。あるロラは昨年 9 月 25 日に 89 歳で老衰で亡くなりましたが、彼女は正義を勝ち取ることができずにこの世を去って行った慰安婦としては 39 人目となります。ロラたちにとって時間切れがせまっているのです。また、日本政府にとっても、罪を許され、彼女たちに戦争犯罪に対する賠償を行うチャンスを得るには時間切れとなりつつあります。

5. 私たちの痛みそして私たちが得たもの

1993 年 4 月 2 日、18 名のフィリピン人慰安婦が日本の東京地裁で、第二次世界大戦中に行われた人道に対する罪の戦後責任、補償、賠償を求める訴えを起こしました。1993 年 9 月には、さらに 28 名の原告が加わりました。この訴訟は、1907 年ハーグ条約、婦女売買禁止に関する国際条約、強制労働に関する条約、国際慣習法、戦争規約に準拠して行われました。原告は、軍の性的奴隷制は戦争犯罪であり、ゆえに日本政府は自己の法的責任を認め、それを果たすべきであると考えます。

しかし、この訴訟は、1998 年 10 月 9 日に東京地裁より棄却され、2000 年 12 月 6 日に東京高等裁判所からも再び棄却されました。両裁判所は、「被害者個人には国際法上の権利は認められておらず、本件は国家間の問題である」と主張しています。2000 年 12 月 20 日にもう 1 件訴訟が起こされていますが、こちらは日本国最高裁判所での判決を待っている状態です。(その後最高裁判所は 2003 年 12 月 25 日棄却)

2000年9月18日、アメリカのワシントンのコロンビア地方裁判所でも外国人不法行為訴訟法に基づき、同様の訴えが起こされました。この訴えは同じく棄却されましたが、控訴がなされています。

2000年、リラ・ピリピーナは補償を求める法案のためのロビー活動を盛んに行いました。その法案は、「戦時性的被害者問題解決促進法案」といい、2001年に日本の国会にて提出されました。現在この法案は日本の国会での通過待ちです。

2000年9月18日、リラ・ピリピーナのふたりのロラが、ホロコースト基金より名誉と尊厳の銘記すべき女性として賞を受けました。

リラ・ピリピーナの功績としては他に、2001年8月31日に国連経済的・社会的・文化的権利委員会の決議案を通過させたことにあります。その決議案の第26項および53項には、慰安婦に有利な論点が盛り込まれています。本決議案では、「女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)は、サバイバーが受けることのできる方策となっていないとみなされる」ことを認めています。アジア女性基金が慰安婦の要求に応えているものだとして日本政府は主張していますが、この基金は補償形態として認められていないままとなっています。

2001年、日本政府の文部科学省は、第二次世界大戦についての聞こえの良い、ややこしくゆがんだ解釈を記載した「つくる会」の教科書を承認しました。これにより、リラ・ピリピーナでは、日本政府が慰安婦に関する歴史的事実を未梢しようとしていることを積極的に表明し、それに対して異議を申し立てました。リラ・ピリピーナは、日本大使館前で、GABRIELA、Kilusang Mayo Uno (KMU: フィリピンの労働組合)と共に抗議活動を行いました。リラ・ピリピーナでは、歴史の歪曲に抗議する国際会議にも出席しています。

マニラ市主催のボニファシオ公園(Liwasang Bonifacio)において、4月22日にフィリピン人慰安婦にとって最初の記念碑の建造が行われ、ロラたちにとっての勝利を意味する日となりました。この記念碑が建てられたというのは、地方自治体(LGU)が慰安婦と慰安所が国内に存在したということを始めて公式に認めたということになります。記念碑の設置は、慰安婦についての歴史的事実をフィリピンの歴史に織り込むためのリラ・ピリピーナのキャンペーンの一環でした。

2003年9月15日、リラ・ピリピーナはフィリピン文部省に出向き、教科課程、歴史の教科書、その他の教材に慰安婦についての事実を記載するよう求めました。代表者が5千名を超える署名と共に嘆願書を提出し、フィリピンの歴史に慰安婦についての記載を盛り込むことを強く要求しました。

フィリピン人慰安婦は、アメリカ大使館の前で、「アメリカのイラク戦争に対する異議」を叫びました。「第二次世界大戦から学べ」、または「アメリカの侵略戦争に NO を！」と書かれたプラカードを掲げ、ロラたちは特にアメリカによる侵略戦争への反対の立場を主張しました。ロラらは、自分たちが第二次世界大戦中の軍の性的奴隷の被害者であることを何度も繰り返して叫び、女性と子どもが主に影響を受ける軍国主義と暴力に対して戦い続けています。

7. 前を向いて

過去を振り返るための作業として、私たちは未来を見据えなければなりません。正義を獲得するための慰安婦たちの要求は、軍の性的奴隷は繰り返されてはならないという前提に立っています。この責任は、現在そして未来の世代に大きくかかっており、そのために、慰安婦についての歴史的事実および侵略戦争の恐ろしい影響をわが国の若者の教育において教えるために確実なる対策を取らなければなりません。このような授業は、私たちが「テロへの戦い」としての地域戦争およびアメリカの一連の侵略戦争を目にしている現代において非常に価値のあることです。

私たち、すなわちロラ、支援者、これからの世代の人たちは、軍の性的奴隷制度が二度と繰り返されることのないという確証を求めています。最近の経過(憲法第9条の改訂、平和維持軍の展開など)を見ると、日本の軍国主義の再起につながる恐れがあるため、非常に不安をあおるものとなっています。私たちの不安は高まっており、私たちは、アメリカが主導するいわゆる「戦争とテロ」を支持する日本政府およびフィリピン政府が取る立場を強く非難します。私たちは、正義に基づく日本人の呼び掛けに賛同します。次なる世代の人たちに慰安婦を経験させてはならないのです。

台湾における被害者支援ネットワーク

イボンヌ メイ・ジュン・リン
台北女性労働者のためのセンター

スー・ジュン・ファン・リー
女性社会協会代表
台湾

イボンヌ メイ・ジュン・リン

台湾での性的に暴力を受けた女性たちに脚光が当たったのは 1992 年のことでした。この時に台湾の被害者が身分を隠しそして涙ながらに自分たちの身に起きたことを公にしました。そしてそのことがきっかけになり多くの女性が NGO の台北市婦女救援福利事業基金会(婦援会:TWRFF)の扉を開けていきました。婦援会は戦争中に性的に暴力を受けた女性たちを支援する政府による団体 NGO で 1996 年までに婦援会は 78 名の生存者を確認し、そのうち 14 名は現地の女性でした。それでは、すでにこれら女性たちは高齢になっておりますが、台湾の社会がどうかたちでこの女性たちに確固たる支援を提供すべきなのでしょうか。2000 年、女性の国際戦犯法廷が東京で行なわれ、これがきっかけになって台湾の女性団体がこの問題に関して結束することになりました。政府から委託されたいち NGO の活動から 19 の NGO の連帯へと発展していきました。そのことにより 2000 年女性法廷に連帯する台湾の行動・台湾アクションアライアンスから 57 名の代表がこの法廷に参加し、そしてこのアライアンスが 12 名の生存者に同行しました。この 12 名の生存者はこの法廷で証言をしております。この時の費用、旅費は 63 パーセントが政府によって、27 パーセントは寄付金によってまかなわれました。ここで彼女たちが参加したということは大変大きな意味を持っております。この法廷がきっかけになって歴史的な観点から慰安婦問題を見るということが生まれたのです。

そして合計 42 名の被害者に台湾政府は弔慰金として計 50 万台湾ドルを支給しました。それ加えて市民団体による資金で各被害者に 50 万台湾ドルの支給がありました。すでに高齢となり、また病に冒されている高齢の女性ですけれども、それぞれ国民健康保険でまかなわれており、申請した人に関しては特別生活年金も支給されています。しかしそれでも病院の費用、病院に向かう際のタクシー代など、そしてまた日用品を買うためのお金が彼女たちに負担となっています。女性によっては独りで住んでいる場合、家族がいない場合には、自分の葬式の費用すら準備できないと心配をしている方もいます。

スー・ジュン・リーさんが率いる別の女性団体が政府によりますこの支援について、また 1992 年 3 名の女性が私たちよりも先にこうしたことを表明していましたので彼女たちのことをスー・ジュン・リーさ

んからのちほどお話いただこうと思います。

私はアジア女性基金がしてくださった支援に対して感謝しています。思い出しますのは、お詫びの手紙をもらって自分も救われた、と微笑を浮かべた女性の姿です。そういう人たちは数は少ないですが実際にそういった人たちはいました。みなさんが取ってくださった行動のおかげで救われた人もいるのだと、そして救われたと自らおっしゃった方もいるのだとここで言いたいと思います。

こういった女性たちは 20 世紀に起こった戦争による悲劇のまさに生き証人であります。そして社会から消えていこうとしています。今 25 名の被害者が生存しているだけです。そのうち 8 名が東京地方裁判所に対して裁判を起こしています。でもその裁判の後でも私たちは問いつづけます。彼女たちが生活するのを自分たちはどのように助けられるだろうか。どのようにしたら彼女たちの苦しみを癒すことができ、今おかれている暗い影の中、そして何年も耐えてきた呪われた人生から歩み出すことを助けることができるのだろうか。この目的のために私たちは「Listen(聴) Look(看) Think(想)」という本を出版しました。これは社会に対してこうした女性たちの声を聞き、法的な援助の限界をよく見つめ、私たちができることはなにかということを考えようと呼びかけたものであります。そして私たちは学校とも協力しまして、こういった問題を若い世代の意識に上らせることに努めています。それは講義とか、シンポジウムとか、本のプロモーションを通じて行おうと思っています。

そしてこのような性的な犠牲の苦しい問題というのはまだ私たちが 21 世紀にも引きずっていく問題として残っておりますし、グローバル化が進むにつれてよくなるどころか悪くなっていると言わざるをえません。台湾は女性の人身売買を受け入れ、また中継点になっておりその中心的な役割を果たしています。東南アジアからの女性が他の国へ売られていく際の中継場所になっているわけです。さらにまた台湾女性もマフィアの手にかかって日本の売春宿に売られているということがあります。台湾の中でも特に多くのもともとの住民の人々が住んでいるシュリン地区、シュリン村というところですが、そこは今一番女性たちの人身売買の起こっている率が高いといわれています。

同じように台湾に移民してくる若い多くの女性たちもいます。彼女たちはインドネシアから台湾で結婚できると言われてやってきます。そのインドネシアの村というのも聞いているところによれば、多くの従軍慰安婦たちが苦しい目に遭ったところ、出身地であると聞いています。

国際社会が若い女性の人身売買についてより注目しなくてはならないと思います。この人身売買とは一国のみで解決することはできない、多国間にわたる問題です。しかし政治的な力の関係でしようか、台湾政府は他の国の政府と他国に渡る犯罪を解決するために連携が組むことが難しい問題となっています。しかしこれは台湾のみが損をするという問題ではなく、その近隣諸国においても

問題となるはずです。NGO による確固たる国際ネットワークを確立し、この人身売買における調査内容、情報、また人身売買に対する戦いの経験などをお互いに共有していくべきだと思います。台湾ではこの問題に関して 19 の団体においてネットワークができ始めています。

スージュン・ファン・リー

台湾政府の慰安婦であった女性に対する支援ですが、内政部を通じて行なわれています。申請した女性に支援が行われていきます。私たちは 1992 年の段階で被害者に当たる女性が 78 名いるということがわかりました。この政府が調査を行う時にはこの生存者は 42 名になっていまして、現在の生存者は 25 名となっております。彼女たちに 1 万 5000 台湾ドル(約 500US\$)が支給され、身の回りの支援をこれでまかなう、例えば、外出したいときに支援をする、つまりついていく、というようなことが行われてきました。そしてまたさきほどイボンヌさんがおっしゃっていましたように、民間団体の活躍もありまして 50 万台湾ドルが支給されるという状況にいたっています。

ここに来る前に、あるおばあちゃんに会ってきましたが、彼女はまだ幸せなほうだと思います。彼女には義理の孫息子がいて、この孫息子はおばあさんに非常に優しく接しておりました。しかし彼女は国際戦犯法廷に参加しました。そして帰国したときに待ち受けていたのがマスコミのカメラだったのです。そして各方面から写真を撮られ、彼女の映像がテレビで全国に流れてしまったわけです。それを見た孫息子、そして孫息子の嫁は非常に大きなショックを受けました。彼らも親戚もこのことを知らなかったのです。それからというもの彼女の家には電話がひっきりなしにかかるようになり、なぜこういうことを公にしたんだ、親戚の恥ではないかという批判を受けるようになりました。その後、彼女は外出することもできなくなりました。マーケットに出かけるたびに後ろ指を刺して「あの女だ」といわれるのです。非常に悲しいことですが彼女は彼女の小さなアパートにひきこもった生活を送っています。自分のこの人生は何だったのであろうと、悲しい思いで過ごしているということです。私たちが彼女に会ったとき、また彼女の話聞いたとき、私たちも非常に心が痛みました。彼女は 80 歳のおばあさんであり、社会に出て行くことができないわけです。なぜならば社会が彼女を受け入れてくれないからです。これは彼女のせいでも社会のせいでもない。東アジアではどこでも同様な状況なのだと思います。人々はこういうことが起きたということを直視できておりません。これは彼女たちの恥だと考えています。そして歴史の中の悲劇であるということを認められずに、直視できずにいるのです。

このほかにも大変な状況の女性たちもいらっしゃいます。墓場に住んでいる被害者がいることも知っています。私は彼女たちに質問してみました。なぜアジア女性基金に申請しないのですか、と。すると二つの派に分かれて対立しているという事実にいきあたります。韓国の方もそのことをおし

やいましたし、フィリピンの方も似たようなことをおっしゃいましたが、台湾も同じで申請をしてお金を受け取るということに合意する人たちと、まったくそれに合意しない人たち。そうした人たちは政治的な信条を大事にしていたり、歴史的なこだわりがあったりということで賛成しない人たちに分かれているからです。でも時代も変わっていますし、軍国主義的な時代も過ぎ去ったことです。そして日本政府は公式的な積極的な謝罪はできないと伝えてきています。そしてアジア女性基金を通じてしかできないということを私は理解しているつもりです。そしてアジア女性基金を通じて何らかのことが被害に遭った女性のためにできると思っています。

こういった慰安婦の被害者の方たちは非常に貧しい生活を送っています。しかし彼女たちが生きているうちによりよい人生を生きることもできるわけです。私はこのような方法を通じて支援を得られて彼女たちがよりよい人生を生きてもらいたいと考えています。そして生活を向上させてもらいたいと考えています。でもみなさまがたもすでによくご存知のとおりさまざまな違った考え方をもっている人たちもいるわけで、婦援会はこのような女性たちに対して申請を出してはいけないと言うのですが、それはどちらかという政治的動機によるものだと私は感じております。

こうして申請ができずにいる女性たちに申請を行なうことは悪いことではないと伝えなかったのです。中には女性たちに対して申請を行えば政府があなたたちを牢屋に閉じ込めるよ、などと脅しをかけている人さえいたわけです。何人かの人たちはそういったことを非常に心配しているので、私たちは彼女たちの心を変えさせようとしてきました。そして彼女たちは、みんながアジア女性基金に申請するなら自分も申請すると言いましたが、残念なことに申請は締め切られてしまいましたので、私としては何らかの方法によって彼女たちお金を受け取れることがないものかお伺いしたいと思っています。

オランダ領インドネシア時代から現在までのオランダ人被害者の状況

M.J. ハマー モノ ド デ フロデヴィーユ
オランダ事業実施委員会
オランダ

目次

1. なぜ「慰安婦」被害者は 50 年経たなければ声をあげられなかったのか？
 - (1) 100%オランダ人女性
 - (2) 混血の女性
 - (3) 上記両方のカテゴリーのうち既婚の女性
 - (4) ずっと続く精神的な傷の原因と結果について
2. 「慰安婦」の戦後の生活状況
3. 他の戦争被害者との戦後の環境の比較
4. 「慰安婦」の現在の生活
先進国に住む女性たちとインドネシアに住む女性たちを区別している。そうすることによって事業給付金がそれぞれにどのように使われたかがわかるからである。
5. 「慰安婦」被害者が事業給付金を受け取った意義とは？
 - (1) 橋本首相のお詫びの手紙の重要性
 - (2) 生活改善事業の開始の時
 - (3) 「慰安婦」問題は生活改善事業を行ったことによってオランダでは解決したのか
 - (4) この問題が本当に終わるための方法
6. 男性の被害者
7. 若い世代を中心として社会にどのように伝えていくか
 - 1.

なぜ「慰安婦」被害者は 50 年経たなければ声をあげられなかったのか？

オランダ人被害者に関してこの問いを考えると、彼女たちがそうした被害に遭う前に生活していた社会に注目しなくてはならない。当時のオランダ領インドネシアに住む女性たちは次のような区分に分けられるであろう。100%オランダ人、一部インドネシア現地人の血が混ざっている人、また両方のカテゴリーのうち既婚の女性である。

100%オランダ人の女性たちは主に捕虜収容所から集められてきた。これに反して母親、祖父母、曾祖父母が現地出身の混血の女性たちは混血のため捕虜収容所の外から連れてこられた。

すべての「慰安婦」被害者がそれぞれ一人ひとり苦しんできたことは真実である。しかしながら大まかに述べたこうした区分が彼女たちが経験した苦しみににおいて大きな意味をもつものとなっている。これがその後の身体的なトラウマや向き合っていくものの大きな要因となっている。

私の結論が前記特定グループのすべての女性たちに当てはまるとは限らないことを強調しておきたい。しかしこれら女性たちとやりとりをし、話をしていると繰り返されるパターンが明らかになった。この点から次のように結論付けをした。

(1) 100%オランダ人女性

当時 16 歳以上であった(16 歳以下の少女たちもいたが)少女たちのほとんどは当時のオランダ領インドネシアにおいて上級・中級の家庭で育っていた。多くの父親はオランダ政府の役人や公務員、また農園経営者や工場主、貿易商などであった。これらの家庭のほとんどは現地人を雇っていた。当時、白人の雇い主、その家族と雇われた現地人との間には大変な隔たりがあった。親切に接してはいてもオランダ人と使用人の間には溝があった。オランダ人の子どもたちは現地人の子どもたちと遊ぶことは禁止されており、また現地の言葉を話すことも習うことも許されなかった。が実際には起こりえたことだった。使用人は雇い主の庭に家族とともに住んでいたからである。また使用人たちはオランダ人家族のすぐそばに住んでいたため、子どもたちはお互いに肩が触れる機会はたくさんあった。オランダ人の子どもたちは「Baboe」と呼ばれるインドネシア人の乳母に育てられたり面倒を見てもらったりしていた。彼女たちは大変熱心であった。しかしオランダ人の子どもたちが土着の人々と付き合いすることはなかった。明らかにアジア人と親しくすることはよくないと考えられていた。少女たちは嫉まれこのことに気をつけていた。それゆえにアジア人男性から性的虐待を受けることや、レイプされることはたいへんな屈辱となっていた。

第二次世界大戦前は性教育は行われておらず、また性に関する話題はタブーとされていた。少女たちは結婚すればわかることとされ、必要だと思われていなかった。当時結婚前の性交渉は受け入れられないものだったのである。学校での性教育さえ存在しなかった。

こうして少女たちは自分自身の身体についてもお互いへの愛情に基づく性行為についても知らなかったのである。それゆえに彼女たちが日本軍の「慰安所」で受けた経験は彼女たちに身体的な影響だけでなく精神的に深刻な影響を及ぼしたことは明らかである。そしてこの恐ろしい経験が彼女たちの性生活を大変否定的なものにしてしまったことも明白である。

「慰安婦」にされたすべての女性たちは人間の名誉と尊厳を著しく侵害されたことで深い精神的な傷に苦しんでいる。日本軍による性的虐待やレイプは屈辱なのだ。100%オランダ人女性にとってそれがアジア人男性に関することであるからトラウマがより深くなっているのである。

(2) 混血の女性

混血の女性たちのほとんどが収容所の外にいることを許されていたが、比較的(血の)割合の低い混血の女性も何名か同様に捕虜収容所に収容された。外にいることを許された混血の女性たちの(血の)割合は高かった。彼女たちは自分の夫が男性用の収容所に連れて行かれたり、または軍に入隊し、その後捕虜(POW)になるなどしている間、自分の家で子どもたちと過ごしていた。

しかし収容所の外の生活も困難なものであった。定期的な収入がなくなり彼女たちは子どもたちとともに生き抜くための試練にぶつかった。初めは貴重品を売った。そしてすべての貴重品を売ってしまうと、彼女たちは生計を立てるため商売を始めた。年長の子どもたちがその一端を担った。商売は家の外で行われていた。なぜなら日本軍、憲兵隊が娘たちを見つける可能性があるからである。* 後で収容所の社会で少女たちが連れ去られるのを防ぐためにどのように守ってきたかを紹介する。収容所の外の少女たちはこうした保護とは無関係であったし、言葉は自由であった。少女たちは道や自分たちの家から連れ去られ、彼女の母親が娘の身代わりになると懇願しているのにもかかわらず、野蛮な力によって日本軍の「慰安所」に送られた。

これら家族と現地の人々との差は小さかった。なぜなら混血であるということと 100%オランダ人の少女たちに比べ父親の地位が低かったからである。しかし土着人と同様、白人のほとんどは、完全な白人でもなく完全なインドネシア人でもないこうした人々を下等なものに見なしており、彼らは戦争中大変孤立していった。父親不在によってこれら家族は危機に陥り貧しくなっていった。彼らの立場は大変孤立してしまった。彼らの間に捕虜収容所の“en masse”に収容されたオランダ人女性たちのようなある種の団結というものはない。オランダ人女性たちは自分たちが立ち向かわなければならない宿命に対してお互いに助け合うことができた。そして彼女たちはすべてのものを失ってはいたが、仲間として生きるというある種の団結心は持っていたのである。特に終戦前の数年は収容所の中

の生活はより困難なものとなっていった。しかし飢えや病気、そして死がいつも待っているような緊張感やストレスの中でもいつもお互いを信頼し助け合った。

確かに明らかにそのひどい生活環境によって人権を侵害されたと言うことはできるが、その劣等感を話すことができずにいるのである。このグループの影響はそれゆえ大変強いものとなっている。* 端的な例を表わすとすれば、いくつかの収容所では女性たちが集団で自分の娘たちが「慰安所」に連れて行かれるのを防ぐために入り口のところに立っていた。不幸なことに収容所の外では家族間の団結ということは見られない。このような家族も徐々にものを失っていったが、家族間のつながりはない中でその家族だけで生き抜いていくよう努めなければなかった。この難しく孤立した立場に追いやったのは日本軍であったため、彼らは大変日本人を恐れていた。なぜなら危険だと思っていたからである。こうしてすでに下級であると見なされていた社会で収容所の外で捕らえられ、「慰安所」で働くことを強制された少女はオランダ人の少女が感じるよりも早く劣等感を感じていた。戦前からよい生活をしていただけでなく、日本軍のもとで、そして今もお耐え続けてこなければならなかったすべてのこともその存在すら知らなかった。(これらの少女たちもまた性教育を受けたことはなかった。)誰も自分たちを尊敬の念を持って人間として扱ってくれず、彼女たちにとっては自分が物になったようだった。自分自身の意志をもっていないということを知り、彼女たちは劣等感を覚え、彼女たちの人生に深刻な精神的な問題を残すこととなった。

(3) 両方のカテゴリーのうち結婚した女性

第3の区別は「慰安婦」とされた女性たちのうち100%オランダ人、混血ともに未婚の若い少女たちとすでに結婚していた女性たちの間にある。既婚の女性は明らかに性のことに関して何も知らないということではなかった。

既婚の女性たちは当時22歳以上のグループである。彼女たちもちろん性的虐待を受けている間、人間としての名誉や尊厳を失っていると感じていたが、彼女たちは自分の夫にとって自分は大切な存在であると考えていた。しかし夫が自分の妻がそのような虐待を受けているということが信じられず、あるいは耐えられず、夫が婚姻関係を解消した後は劣等感はどんどん強くなっていった。

このように敵であったアジア人男性から屈辱を受けたと深く感じる事が極めて重要な問題となったのである。

手紙のやりとりや会話の中で明らかになった顕著なカテゴリー

- a. たびたび表れる激しい悲しみ
- b. ほとんど表れない激しい怒り

- c. 閉じ込めてしまった激怒
- d. 羞恥心

(4) ずっと続く精神的な傷の原因と結果について

100%オランダ人の女性についても混血の女性についても感情的なことは前述のとおりだが、なぜ第二次世界大戦中、南東アジアにおいて日本軍によって「慰安婦」にされた女性たちは 50 年間沈黙を守ってきたのだろうか。戦時中の耐えがたい経験について戦後 50 年経って沈黙を破ったのは彼女たちのうちほんのわずかである。

一方で当時こうしたことが起こっていたということを知らされていなかったという重要な面もある。結果としてこの問題に関して戦後勇気をもって、大変注意深く話そうとする人がいたとしても、誰も信じなかったであろう。この問題に関して女性たちは醜い売春婦、協力者と見なされた。なぜなら多くの既婚女性の夫が自分のもとから離れていき、また家族から拒絶された女性もいたからである。彼女たちは直感的にこれらを理解した。そしてなにより自分たちの身の上で起こった事実を恥じた。彼女たちは再び屈辱を受けることを嫌い、そしてそれゆえに「沈黙」「Schtum」を守ることを選んだのである。

日本は第二次世界大戦前、そして大戦中に軍の「慰安所」を立て、女性たちを彼女たちの意思に反して、また騙して集めてきていたという罪があるということが明らかになる以前、アジアの女性たちの代表、そしてオランダ対日道義的債務基金 (JES) も日本政府に公式謝罪と賠償のための立法を求め、訴訟手続きを始めた。

そのときになってやっといやいやながら最初の被害者が名乗りでた。90 年代になって 2 人のオランダ人女性が勇気を持って名乗り出て自分たちのことを語り始めたのである。不幸なことにそれまでの間にオランダ人被害者の多くは亡くなっており、また生存している被害者は過去に起こったことをひたすら隠しており、二度とつらい経験をしたくないと考えていた。

1998 年にオランダ事業実施委員会 (PICN) は被害者に届くように新聞やその他の媒体に広告を出してオランダにおいてアジア女性基金を通じて行なわれる生活改善事業に申請するかどうかを被害者たちに聞いた。そして 75 名の女性たちと 4 名の男性が申請した。

これら 79 名がオランダ事業実施委員会より事業対象者と認められた。

2. 「慰安婦」被害者の戦後の生活状況

手紙や会話から次のことがわかる

- (1) 多くの女性たちはこのひどい悲劇をのちの夫と分かち合った。(子供たちとも分かち合っ

た人もいる。)彼女たちのほとんどは夫から大事にしてもらい、彼らは出来るだけ彼女たちが乗り越えていけるように支えた。夫婦の性生活において問題を抱えたケースも確かに見られたが、通常夫の理解を得られた。

- (2) 「慰安所」にいたころに受けたひどい虐待が原因で子どもができない女性たちもいた。
- (3) 日本軍人との間に子どもが生まれた女性もいた。こうした子どもたちは彼女たちやのちの夫とともに育てられた。自分たちの子どもを諦めた人もほんの少しいた。
- (4) 夫にも誰にも話していない女性たちもいた。結婚生活において性生活が出来なくなることを恐れたためである。こうした結婚は不幸なことに多くの場合離婚という結果に終わった。新たにパートナーをみつけた人もいたが、多くの人が残りの人生を独りでいることを選んだ。事業実施委員会の申請担当の私に向けた彼女たちの手紙には、初めて自分の秘密を打ち明けるのはあなただと書いてあった。なぜなら彼女たちは生活改善事業に申請することを選択し、そのために自分の過去を話さなければならなかったからである。しかしそれは全くの他人である私独りにである。彼女たちにとって自分の受けた傷や感情を書くことは大変耐えがたいことであったが、しかしまた解放させたかのようにもあった。
- (5) 男性不信に陥り結婚しなかった女性もいる。彼女たちの多くは私に打ち明けるまで誰にも明かさなかった。家族にだけ打ち明けている人もいた。

戦後彼女たちの多くは、不眠や悪夢に襲われてきた。日本軍の「慰安所」にいる間に性的虐待を受け妊娠し、そして中絶した人もいた。これらの中絶手術はほとんどが麻酔なしで、原始的な方法で行なわれ、これが後に不妊の原因になった。不妊のほかの原因としては虐待によって内部が傷ついたことによる。そして婦人科での熱心な治療によって妊娠したとしても困難をともなった女性もいた。ある女性は婦人科での治療のあと妊娠することが出来たが、心身ともに障害をもった子どもが生まれたと証言した。これは「慰安所」にいるときに受けたひどい虐待が原因だという。多くの女性たちは日本軍「慰安所」で受けた虐待がもとで病弱になってしまった。酔った日本軍人に壊れた瓶で虐待された女性は胸と腹部に傷がある。また奉仕を断ったため腕を折られ、片手が殆ど使えなくなってしまった人もいる。

全ての女性たちが心理的な問題に苦しんできた。彼女たちの精神科医がこれらの精神的な問題の原因を究明できなかつただけでなく偏頭痛や不眠といった身体的な問題も解決できなかった。

3. 他の戦争被害者との戦後の環境の比較

「慰安婦」としての被害がなかったほかの女性たちもアジアにおいてもヨーロッパにおいても戦時中に受けた不当な扱いや、屈辱、そしてほかの虐待からくる問題に苦しんできたことであろう。しかしながら苦しいときには彼女たちは周りの人々に話すことができた。こうした不当な扱いや屈辱的な行為、そしてほかの虐待については目撃者がたくさんおり、またそうした行為は大規模で行なわれており、みなが知るところとなっていたからである。これらの戦争被害者も第二次世界大戦によって深く影響を受けてはいたが、

ほとんどの場合それらはみなに認められており、その周りの者だけが被害に遭っていたとしてもその宿命を分かち合うことができた。彼女らが望めば専門的な援助を探すこともできた。これは精神的にも身体的にも問題を乗り越えていくのに大変役立ったであろう。

戦争中の体験を話すことができず、その記憶を深く隠してきた戦争被害者もいることを述べなくてはならない。彼らもトラウマに苦しんできた。彼らも悪夢や恐れからくる他の症状に苦しんだ。

こうした戦争被害者に比べ、「慰安婦」と呼ばれ、強制売春を強要された人々はより困難な生活を送ってきた。それは海外においても違いはない。彼女たちも戦後新しい生活を始めようとした。それはオランダにおいても他の国々においても同様に難しかった。彼女たちは他の女性たちと同じように、結婚し、子どもをもうけそして家族の世話をしてきた。また独身で通し、仕事を得て普通の独身女性のように暮らした女性たちもいた。

しかしながら、「慰安婦」被害者が受けたような屈辱や不当な扱いそして虐待はこうした戦争被害者よりもより深刻でより不名誉なことであった。彼女たちは自分たちの秘密をほとんど、まったく話すことができなかつたため、悲しみや怒り、憎しみや恥ずかしさを乗り越えることができなかつた。特に再び辱めを受け屈辱を受けるのではないかという恐れから話すことができなくなっていた。(彼女たちのほとんどは自分たちを「汚く」そして汚されたものと感じていた。たとえ風呂に入ったとしてもその気持ちは消えることがなかつた。)

オランダ人「慰安婦」が他の戦争被害者に比べ、50年経つまで話すことができなかつたのか、そして今でも話すことができなない人もいるのか、その訳は自分自身を守るためであった。もう一つの理由としてはオランダ人被害者はアジアの被害者と比べ強い運動体と連帯していなかつたからである。そしてまた多くの被害者が戦後さまざまな国に移住したからである。彼女たちは世界中に散りぢりになり、自分たちだけで新しい生活を作り上げなければならなかつた。オランダに戻った女性たちも新しい生活を見つけることに追われ、連帯して、グループとして行動していくことを議論する余裕もなかつた。これに対しアジアでは連携がうまれていた。しかしのちにお互いに話し合うことができるようになり、代表者に話すことも独りでも話すことができるようになった。

1998年にオランダ事業実施委員会が設立されて初めてこの事業に申請したオランダ人女性たちは自分たちの経験を事業実施委員会の担当者に話すことができるようになった。

4. 「慰安婦」の現在の生活

多くの女性たちは戦後オランダに帰ってきた。

他の帰還者同様、第二次世界大戦でダメージを受けた国で新しい生活を始めた。戦後帰還してきた

戦争被害者の状況に対してほとんど(オランダ国内で)理解が得られなかった。なぜならオランダ国民はみな戦後国を建て直すことで忙しかったからである。つい最近になってオランダ政府はこうした戦争被害者がかつて冷たく受け入れたことを認めた。オランダ政府は最近、この冷遇に対してユダヤ人被害者やジプシー同様に”Gesture”と呼ばれるオランダ領インドネシアからの帰還者に対して小額の補償を行なった。

同朋の冷たい仕打ちにもかかわらず、帰還した戦争被害者はオランダに移り、よい生活を築いていった。

他方、戦後オランダに帰ってこなかったオランダ人「慰安婦」たちはオーストラリアやアメリカ、カナダや英国など他の国に移住した。同様にインドネシアに残った女性たちもいた。なぜなら表しがたい大変特別な環境だったからである。こうしたオランダやオーストラリア、アメリカ、カナダや英国に住む女性たちといわゆる発展途上国に住む女性たちとは違いがあり、比べることはできないであろう。先進国に住む女性たちは夫や子どもたちの協力を得ながら、または独りでもほどほどに裕福な生活を送ってきた。

しかしながら、これはインドネシアに住む女性たちには当てはまらない。これらの女性たちはオランダからの独立戦争時代「Bersiap」を過ごさなくてはならなかった。これは彼女たちにとって非常に複雑な時代であった。彼女たちは(オランダとインドネシアの)混血だからである。彼女たちはインドネシア人から冷たい扱いを受けることもあった。彼女たちの多くはクリスチャンであったためインドネシアのイスラム社会には受け入れられなかった。インドネシア人の男性と結婚して敬意を得た人もいた。そのほかの女性たちは独身で過ごし、(社会に)受け入れられないという大きな困難にぶつかっていた。西側社会に住む女性たちに比べて生活環境は悪いものであった。彼女たちの手紙によれば大変悲しく貧乏であったことがわかる。

アジア女性基金からの事業給付金は突然彼女たちに富をもたらした。彼女たちの多くはそのお金を使い小さなレンガの家を建て残りを貯金した。彼女たちはそのお金で将来安定した生活を送れる機会を得ることができたので大変喜んでいる。裕福な状態にある女性たちは自分たちの生活向上のためにお金を使った。例えば家具や車を購入したり、家族や先祖の墓を尋ねるためにインドネシアに旅行したり、医療を受けたりした。

5. 「慰安婦」被害者が事業給付金を受け取った意義とは？

「慰安婦」としての痛みは事業給付金を受け取ったことで少しは安らいだかもしれないが、その傷は現在もそして将来も完全に癒されることはないだろう。明らかに彼女たちが若い頃に耐えなければならなかったおぞましい出来事は、彼女たちの人生の中で破壊的な影響を及ぼしてきた。長い間彼女たちが隠

してきた経験を、「生活改善事業」に申請するために自分たちの恐ろしい経験を公表しなくてはならず、彼女たちの古傷を開くことになった。一方ですでに述べたように自分たちの秘密を明かすことは精神的にはある意味よいことであった。なぜなら彼女たちは過去においてそのことができなかつたからである。(全く知らない人に打ち明けるといことで時には苦痛から解放されるのである。)また古傷が再び開いてしまい、その結果再び傷つき易く、不安定になってしまった女性たちもいる。

古傷がふたたび開いてしまったこと、そして恐ろしい経験を呼び戻してしまったにもかかわらず、多くの女性たちは、遅すぎた感はあるが、彼女たちは「お詫びと罪を認めた」手紙と事業給付金のおかげでついに正義を手に入れることができた。

(1) 橋本首相のお詫びの手紙の重要性

コックオランダ前首相に宛てた橋本首相のお詫びの手紙は被害者たちにとって大変大きな意味を持っている。この手紙の中で橋本首相は第二次世界大戦中に日本が女性たちの尊厳を侵害したことを認め、心からのお詫びを表している。「慰安婦」被害者たちは道義的な面に基づくアジア女性基金を通した日本政府のお金でなく、日本政府から直接、公式に(賠償)金を受け取ることを望んでいたが、彼が罪を認め、謝罪をしたということで、アジア女性基金の事業給付金を受け取り易くなった。

(2) 生活改善事業の開始の時

オランダ人「慰安婦」被害者が事業給付金を受け取ろうと決心したのは彼女たちの年齢を考えてのことだった。時間は流れており、今(受け取る)かそれとも何もなしか、という感があつた。私はこれがもっと以前の事業であつたらほとんどの女性たちはアジア女性基金からの給付金を拒否していただろうと確信している。道義的な責任の変わりに、彼女たちは自分たちの苦しみに対する日本政府からの公式な謝罪のみを要求したであろう。しかしながら橋本首相からのお詫びの手紙には日本政府は「慰安婦」に対する道義的責任を痛感しと述べられており、日本国民からのお詫びを表すためにアジア女性基金と協力してオランダにおいて生活改善事業が立ち上げられた。

今日では多くの女性たちが日本国民、そして日本の企業がお詫びのためにアジア女性基金に対して寄附を行っていることを大変重要だと思っている。特に日本国民からのお詫びの気持ち、いつになるかわからない日本政府による賠償を求めて闘うよりもっと心を動かした。

まとめれば、すべての女性たちがついに正義を手に入れたと感じているのである。しかし彼女たちはもっと早くに法的に罪を認め、謝罪し、賠償されるべきであつたと考える。そうすれば彼女たちもそして既に亡くなってしまった人たちにもっと早い段階で改善がなされたであろう。

- (3) 「慰安婦」問題は生活改善事業を行ったことによってオランダでは解決したのか？
アジア女性基金の生活改善事業を立ち上げたことで「慰安婦」問題は解決したのか。これは大変難しい問題だろう。答えは「ノー」である。オランダ人「慰安婦」被害者の感情を考えれば、日本政府が「慰安婦」被害者全員に法的に賠償する責任はないとし、アジア女性基金を通じて道義的な責任のみ支払いを行っている限りは解決されない。
- (4) この問題が本当に終わるための方法
最も重要なことは日本政府がすべての「慰安婦」被害者に賠償できるよう法律を通過させ、できるだけ早く実施することである。日本政府が裁判によってでなく自発的に行ったとすればこれは計り知れないほどの意味をもつ。たとえそれが残念ながら遅すぎたとしても、そのときになって初めて「慰安婦」問題が完全に解決されたという結論になるのである。

6. 男性の被害者

終わりに男性被害者について述べたいと思う。事業実施委員会は4名の男性を事業対象者と認めた。彼らは第二次世界大戦中の8歳から10歳の少年だった頃、日本軍の軍人らから脅され、自分たちの意思に反して非道に組織的に性的虐待やレイプを受けたためであり、これは「慰安婦」にされた女性たちの状況となんら変わらないものである。

レイプや性的虐待を受けたことによるこの男性たちの身体的なダメージは女性たちと同じである。一方、大変感情的な面でいえば、彼らは同性愛的に虐待されたのでありこれは彼らの自然の性に反している。結果として彼らの人生に否定的な影響を与えてしまった。「恥」だと思ふ気持ちは女性たちと同じもしくはそれ以上かもしれない。これらの少年たちは自信を失った、傷つき易い大人になってしまった。3人の男性は結婚し子どもをもうけたが、少年時代のこの恐ろしい記憶は妻には話せなかった。また話してもごく簡単に話すだけだった。

トラウマによって彼らの結婚生活における性生活は乏しいものとなった。この男性たちもたびたび繰り返される悪夢によって不眠症に苦しんだ。そして自分たちの秘密を話したがらず、また話すこともできず、奥深くに閉じ込めたため、うつ病や他の身体的な問題に苦しんだ。これらの問題によって彼らは生活においても社会においても成功できず、引退したような生活を送っていた。

4人目の少年は結婚をせず、何度も放浪してインドに定住した。そこで小さな商売を始めた。孤独な生活を送っていたが最近亡くなった。

私が「強制売春」被害者の男性について述べたことはすべて、女性たちと同じことである。日本軍人によって若い頃に自分たちの意思に反してそして恐れの中で受けた凶暴なレイプや性的虐待は、彼らの中に、彼らの人生に消えることのない傷を残した。

7. 若い世代を中心として社会にどのように伝えていくか

「慰安婦」問題を日本国民に完全に知らせていくことは他の国において同様、大変重要なことである。過去に行われた犯罪を知るということは将来どのようにふるまっていけばよいのか知るのに必ず役に立つであろう。そうすれば二度と繰り返されないであろう。戦時下であっても平和なときであっても人間は敬意を持って扱われなければならないということに気づかなければならない。「慰安婦」問題は日本だけでなく世界中の国で若者の歴史の教科書に数行ではなくきちんと記されなければならない。この問題について新聞記事や雑誌の記事や映画やテレビにおけるドキュメンタリー等で知らされるべきである。

人々に知らせることに寄与するため私はオランダのフィルム製作者 Jan de Ruijter のドキュメンタリー制作に参加した。(彼は2つのユダヤ人戦争被害者のドキュメンタリーで2つの賞を受けている)。このドキュメンタリーのなかで4人の人々が第二次世界大戦中のオランダ領インドネシアでの日本軍収容所での経験を話している。10歳を過ぎていた2人の男性は母親から離され、男性収容所に連れて行かれた。彼らは大変感情的にこのときのことを語り、このときのことが後の人生に大変大きな影響をもたらしたといった。また87歳の男性は戦争が始まった頃の反日運動や収容所時代のこと、そして戦後女性たちや子どもたちの世話を申し出たことを語った。私は両親の日記に基づいて自分が2~4歳だった当時のことを語った。私は母とアンバラウ、バンユ・ピルの捕虜収容所に収容された。このドキュメンタリーの最後の方で私は自分が行ったアジア女性基金のオランダにおける生活改善事業の仕事について語った。

製作者は「慰安婦」問題について「記憶をたどる道」をつないでいくため他のドキュメンタリーを作ろうとしている。すでに2人のオランダ人「慰安婦」がこのドキュメンタリーに出演することになっている。彼女たちは第二次世界大戦中、何も知らないたくさんの少女たちが受けた悪を世界中に伝えていくことが重要であると知っているのである。同じ理由から私もこのドキュメンタリーに出演する。

ハーグにて 2003年10月

M.J. Hamer – Monod de Froideville

オランダ事業実施委員会委員長、申請担当者

訳 Rijckborst – Van Houweninge

オランダ事業実施委員会書記

日本からの被害者支援と支援団体から見たアジア女性基金

臼杵敬子

日本の戦後責任をハッキリさせる会

日本

日本の戦後責任をハッキリさせる会、通称「ハッキリ会」の代表をしております臼杵と申します。私自身がジャーナリストとして雑誌とかテレビでいろいろな問題を報道する側いた、1990年の6月、戦後補償がされてないということを韓国内で訴えるためにプサンからソウルまで約500キロを徒歩で行進していた、こちらにいらっしゃるヤンスニムさんを代表とする太平洋戦争犠牲者遺族会にインタビューしまして、そのときに私が大きなショックを受けました。それは何かといいますと、日韓の場合の戦後補償問題、つまり戦後処理問題は日韓条約で全て解決したということになっていましたが、被害当事者の方と話してみたら、自分の親がどこで戦死したか、そして生死も分らない、遺骨も帰ってきていない、もちろん日本の兵隊として死んだ軍人軍属に対しても一銭の補償もされていない。全て放置されたまま政府対政府では日韓条約で全てが終わったという認識をもっていることについて、また自分自身もそのように認識していたことが、全然問題の解決はされていないという事実を知って衝撃を受けたわけです。

それがきっかけで韓国の遺族会が日本を相手に対日訴訟を起こすのに対して微弱ながら支援活動を始めようということで「日本の戦後責任をハッキリさせる会」をつくりました。皆様にも認識してほしいのですが、その当時日本軍として強制的に植民地下の人間として子どもを残し若い結婚したばかりの妻を残して、日本の戦争に無理やり参戦せざるを得なかった、そして不幸にして、南太平洋の小島、フィリピン、台湾などの現地で亡くなった元日本軍のいわゆる朝鮮人に対しては、戦後国籍条項を作って全部二国間条約で解決を図った政府に対して私は非常に疑問を感じたわけです。その一方で、かたや日本人に対する戦後補償はどうなっているかという、みなさんご存知のように、年間1兆円というお金をかけて日本人には補償をしています。それは非常に不公平であり、日本の戦争のために犠牲になったわけだから日本政府が責任をもって補償をしなければならないという問題を法廷の中で提起しました。それとともに市民運動を起こして政府を動かそうということやってきたわけですが、結果的にはこの慰安婦問題というものが非常に大きくクローズアップされて、世界各国で大きな問題になりました。日本政府なりにどのように戦後処理をやってきたかという、日本人以外の問題は特化問題とする。被爆者もこれは特化問題として何らかの問題解決をしなければならぬと特化する。慰安婦問題も言ってみれば、これはあまり体裁のいい話ではないので、何らかの形でやらなくてはいけないということで、1995年にこうした戦後問題に熱心だった元社

会党の当時の五十嵐官房長官が非常に熱意をもって、何らかの形で解決する方法はないかということであみだしたのがアジア女性基金と言えると思います。

先ほどヤンさんもおっしゃいましたけれども、そのときに慰安婦問題だけでなく一緒に問題化している軍人軍属の問題、強制連行の問題、遺族の問題も一緒に解決して欲しい。これは韓国だけではなくてサハリンの人、台湾の軍人軍属の方、インドネシアで傭兵にされた人たちの問題、さまざまな問題が噴きあがったわけです。その中で日本政府特有の特化、中でも一番世間体が悪いというか、大きな問題とされている慰安婦問題についてとりあえずなにかやらなくてはならないということで、1994年に社会党、さきがけ、自民党の連立政権下で、95年の戦後50年に向けて戦後処理問題を何らかの形で前進しましょうという政府の意思がありまして、従軍慰安婦問題小委員会を日本の与党の中に作りどのように解決するかということが討議されたわけです。私どもがどうしたかと言うと、ここにいらっしゃるおばあさんたちとともに小委員会に対して政府が責任を持って個人補償をするようにと強く訴えかけて11月の20日過ぎから12月の6日頃まで約2週間にわたって国会前で座り込みをしました。しかしその結果、その当時の政府与党、連立で決めたのは、「何らかの償い事業をする」ということと「今日的な女性のための事業をする」。その2つでした。そのときにはまだ基金を作るというような構想には至っていなかったわけですが、その中で自民党が反対したことが1点あります。大きく反対したのは何かと言いますと、被害者に対して絶対に補償はさせない、ということです。「補償」つまり日本政府からのお金は1円たりとも渡さないという内規の秘密文書を作ってお互いに確認し、何らかの物質を与えるのであればいいけれども、補償といえる金額を直接渡すということとはわれわれはできないということをはっきり明言したわけです。

そういう中で1995年7月にアジア女性基金ができました。本人に渡る部分については国民から広く寄付を集めて、これは国民個人のお金による募金ですから政府のお金ではないので、国民の善意として、反省の表れとして個人に渡しましょう。その代わり政府ができる事業として「医療福祉支援事業」という形で被害当事者に何らかのことができないかということで始まったわけです。みなさんご存知だと思いますが、フィリピン、台湾については私はそんなに詳しくはわかりませんが、結果的には当初に言っていた1円たりとも現金を被害当事者に渡すことができないということが、アジア女性基金を通して「医療福祉支援事業」として韓国・台湾については300万円、フィリピンにおいては120万円のお金が渡った事実は、実質的な補償ではないかと私は思っております。しかしそれは政府がきちんとこれは「補償だ」と言わない限りは、「補償」にならないわけで、それについて結局は中途半端な、せっかくの日本政府からの部分が評価されないまま中途半端な形で被害者の元に渡り、そして首相の手紙がついたにもかかわらず評価が低いということは、これはいろいろな日本国内の問題があるとはいえ、被害者に対して非常にまずい、本当にプラスにならない方法だったと思っております。

韓国の場合をもう少し詳しくいいますと、その間に私も実際におばあさんたちや遺族会の人たちと話し合いながらどういう「補償に近い方法」ができるのか、具体的な方法を含めいろいろ検討しました。あまりに問題が多すぎてすべてを同時にやるというのは難しいので、初めは政府が慰安婦問題をやるということでしたら、慰安婦問題を突破口として、ゆくゆくは慰安婦だけではない同じ女性たちの遺族の問題、さらには強制連行された男性の問題、兵隊の問題、そうしたことも「女性のための」として「アジア平和国民基金」になれば大きく広がる可能性があるのではないかと。実際に労組の方も一緒に、労組の方はアジア女性基金の運営審議会委員や理事になったりして、私たちは外から、内と外からとアジア女性基金の内容を変えていこうというような計画を持ってやっていました。10年近く経ったいまでも「女性のための」、相変わらず「女性のための」ということだけで他の問題についてはまったく手付かずという状況です。

それは実際に受け取りたいというおばあさんに対してどのようにして基金が受け渡すか、そのときのやり方が非常に間違っていたのではないかと考えております。確かに現地では反対運動、特に韓国の場合でしたら、運動体として挺身隊問題対策協議会(挺隊協)が非常に強く反発して、一銭たりとも日本側からの汚いお金は受け取ってはいけないという運動が強かったわけですね。強かったのですが、実際に被害者の声を聞きますと被害者としては自分がいつ死ぬかわからない、死ぬ前にいくばくかの補償を受け取りたいという声が強かったです。私たちは断言しますけれども、被害者が受け取る、受け取らないは当然被害者が決める権利を持っているのであって、いくら一生懸命にやってきた運動体、支援団体といっても実際にそういったものを受け取るかどうかという最後の決定権は被害者が持つもので、そのほかの人が持つ権利ではないという認識だったので、不十分とはいえずアジア女性基金を受け取る、受け取らないということを決定するのは被害者個人でしかないと考えていました。ですから、どうしようという相談があっても自分で決めるしかないということを書いたわけですが、私の立場から言わせていただきますと、その辺が非常に誤解されて宣伝され、白杵が韓国に来るたびにおばあさんたちに会って基金を受け取れと宣伝していると悪意にうさを巻き散らしたのではないかと思います。そういう状況の中で非常に実施が複雑になり、そして韓国の特にマスコミがそういったところにのったまま、ひとつの反日運動の証として基金を拒否するということが大きくクローズアップされたのだと思います。個人の被害そのものについては目を向けられず、受け取らない行為がいわゆる民族心を表した正しい正義をもった民族心のあらわれである、受け取る人は民族心がない人だというナショナリズムの環境の中で、被害者にとっては非常に過酷だったと思います。

韓国の場合には過酷な状況の中で、1997年1月に7の方が受け取ったわけですが、基金がお渡しするときに間違えた、私がしこりに残っているのは、韓国の中でおばあさん7人が受け取りたいということに対して、お渡しした場合に個人、7人がどうなるかということをきちんと考えるべきであった

と思うんですね。その受け取った個人のところに非難、中傷、妨害がいかないように、防波堤を作るべきだったと思います。その防波堤とは何か。ちゃんと基金が記者会見をして、そして韓国民の前に訴えかけて、基金は誠意をもってこういう募金をし、そして日本政府からもこういう形で被害者のために何らかの形の償いをしようとしていると、その姿勢をはっきり明言すべきだったと思います。ところが記者会見が行われたのは東京でした。なぜソウルでしなかったか。私はその前日にそのことを知って、ソウルで記者会見をしないとそこそと支給をしていると誤解をされて、被害当事者のところに被害がいくからそれは絶対にやめるべきだと訴えたわけですが、結局そういう配慮はされず、予見していたように、おばあさんたちはまるで非国民のように攻撃されたわけです。私はそこところが日本側の、基金の配慮がなかった部分であり、大きなミスイクを犯した部分になって、事業を相当に遅らせたと思っております。基金は最初から不十分な点があったわけですから、それを承知の上でどうやって対話の中で誠意を持って説明していくかという点が非常に欠けていたし、その欠けている姿勢というのは今も本当に欠けたままではないかと思っております。

そういう意味ではお金だけの問題ではなくて、それが個人の名誉回復につながり、そのことが社会的に評価されるものでなければいくら何百万円、何千万円が個人の手に入ったとしても、おばあさんの被害を回復するものにつながっていくものではないと思います。先ほどシンミジャさんが言ったように、まったく現金だけの問題だとして言うならば、心無い家族とか親族が寄ってたかってそのお金をはぎとるという状況を作り出す。残念ながら作り出してそれが個人の幸せよりも災いの元になっているという部分をやはり私たちは経験から学ぶべきじゃないかと思っております。というのも私が知っているおばあさんも特に大金を手にするわけですから、もう少し計画的に使ってくれればいいと思うのですが、嬉しさのあまり吹聴して、来る人ごとにあれを買って頂戴、これを買って頂戴と湯水のごとく使ってしまう人もいました。当初、問題が起きやしないかと弁護士を置いて必要な分だけ本人に渡すような仕組みはどうかとも検討したようですけれども、本人としては大金ですけれども自分に権利のあるお金ですからいちいち他人に申告してからもらうということは納得できないことだったと思います。そういったことも含めてこうした基金がやろうとしている現実の問題というのは非常に細かい計算と経験、そして被害者がどう思っているかということをちゃんとしたりサーチして事業を行なうべきだったと思います。

この間アジア女性基金を見ていまして非常に残念なのは、基金は船頭が多すぎて実際にそれを担っている手足になる人が少ない、ということです。というのは被害者との接触度が少ない中で論として検討された部分が多くて、いざふたを開けて誰に手渡すかと言ったときに名前もわからないという状況では誰のための基金なのかということが疑われるわけであって、そういう意味では具体的な処置、医者にとえれば胃が悪ければ胃のどこが悪いのか診断を的的確な処理をするというのが当たり前ですから、ある意味では基金はその医者的な資格を持っているわけで、基金は被害者に

個人にきちんとした措置をしなくてはならない。そのために現地で支援をしている人たちとちゃんとしたりサーチをしながら、当事者の意見も聴いた上で、具体的に何が求められているのかというのを措置すべきではないかと思っております。それを密にできるかできないかが基金の意味を、存在を、まったく空虚なものにするかそれとも現実的なものにするかの分かれ目にあると思います。

最後に韓国のおばあさんたちがどういう状況にあるかといいますと、シンミジャさんもおっしゃいましたけれど、韓国の場合は元慰安婦であったということに対して、非常に社会的な差別が強いです。それは陰に陽にでできます。まず一番つらいのは身内から慰安婦であったということは公表してくれるな、それは自分の家紋を汚すことだという大きな反発があります。慰安婦であったことを認めている家族というのは私が知っている限り、1人が2人位しかおりません。そのことに対して恥ずかしいから、うちの親族ではないと言われて孤立している人がかなり多いです。そういう状況の中で遺族会に登録したり挺対協に登録しながらこの間活動してきたわけですけれども、ただこの間の運動としてはおばあさんが思っている孤独感を癒すような細かいケアができたかという点で残念ながらまったくされておられません。韓国の場合は結婚も1度もできず80になって1日何を考えているかと言えば、たとえば私の知っているおばあさんの例で言いますと、なぜ自分の一生がこうだったのかということに切ないくらいに考え続けているわけですね。なぜ自分には夫がないのか、子どもがないのか、孫がないのか考えている。戦争中に兵隊に殴られた傷が年とともに出てきて痛み出している。手を捻じ曲げられた古傷がずきずき痛んだりそれから銃剣で刺された古傷が今になって痛み出しているわけです。それにもかかわらず電話1本かけて「大丈夫ですか」ということも、訪ねて「どういう暮らしをしていますか」と誰一人してくる人がいない。病院に入院しても誰も見舞い客が来ない。自分の隣のベッドの人には孫、息子が来て「おばあちゃんどうですか」と言っている。自分には誰もいない。その人はあまりにも恥ずかしいので自分で外に出て果物屋さんで果物を買って、それを病院の人をお願いして自分のところに届けてもらったといって孤独感を切々と訴えています。今は生きているのが死ぬよりつらい日々であると電話でも何度も言っています。こうした状況の中で、できればシンミジャさんがおっしゃるようにおばあさんたちのための養老院などの施設を前々から基金には要望しているわけですけれども、いまだにできるともできないとも答えすら返ってきていませんが、そういう施設があればいいと思っておりますし、緊急問題として取り組まなければならないと思います。緊急ケアセンターを民間型でも何らかの形で発足させて、お茶一杯、水一杯、どこが痛いという声だけでもすぐに聞けるような状況をつくらなければならないと韓国の今の状況を受けて考えております。そうしたことに少しでも前進できるように頑張りたいと思います。このセミナーを通して各国の状況も聞きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

日本の労働組合から見る「慰安婦」問題と女性の尊厳

稲葉道子

日本労働組合総連合会男女平等局

日本

ただいまご紹介をいただきました日本の労働組合のナショナルセンター、日本労働組合総連合会(連合)の男女平等局に所属しています稲葉と申します。発言の機会を頂戴しましたことを感謝しております。

この会議での議論を拝聴いたしまして、問題の深刻さ、重大さ、そして何よりも私たちの責務が胸に重く響いております。所属している組織の問題ではなく、私個人として、人として、女性としてこの問題に対してほとんど何もしてこなかったことを恥ずかしく思います。従軍慰安婦の問題は基本的人権への重大な侵害であり、女性への性差別の問題、性的搾取、そこから起因する暴力の問題であると思います。

性差別の克服のために、そして女性と男性が等しく手を取り合って互いを尊重し、ともに社会的な責任や家庭的な責任を担うことができる、男女がともに社会や企業や組織の方針、決定に携わるといった社会を構築するための努力が必要である、という認識に立って連合には男女平等局というセクションが設置されております。

男女平等局では労働組合運動の中での男女の平等参画の課題や性差別を無くす課題などに取り組んでいます。また、女性への性差別に基づいた暴力という点でセクシュアル・ハラスメントの防止を課題として取り上げてきています。こういった取り組みの中で、女性や子どもの人権を冒涇する性の商品化を許さない、女性に対する差別感に基づく暴力行為の撲滅に向けた法律体制の整備、性暴力被害者に対する人権擁護の強化や、教育システムの中にこれらの問題を浸透させることなどを訴えてきています。

第二次世界大戦中に日本が行なったおろかな行為によって深刻な被害を受けた方の、今の毎日をどうするかという課題。日本国内で見られる性差別を助長しかねない動きにどう対峙するか、そして次の世代が二度とこのような蛮行をしないようにどう伝えていくか、どのように運動をつなげるか、この3点が大きな課題であると思います。

日本では1999年男女平等参画社会基本法が制定されて、地方自治体は男女が共同して参画できる社会作りをすすめるなくてはならないと規定されました。このため地方自治体に対して条例をつくる運動をすすめています。これに対する反対勢力が表面化しています。性別の固定的な役割

分担を推奨して、併せていわゆる愛国心を煽るような、一定の傾向を持った主張のようです。この動きは日本各地で見られています。昨日李先生が「日本の右傾化の傾向」とおっしゃったのが、このことを指すのかわかりませんが。

また、連合はILOの労働側委員として女性を半数近く派遣するなど、労働組合の国際会議に女性を派遣する努力を続けています。このことにより参加した女性の多くが世界に眼を開き、日本国内の課題だけでなくさまざまな課題を受け止めることができるようになってきています。そして韓国の労働組合傘下の女性などアジアの女性から、慰安婦問題についての指摘を頂いています。しかし率直に申しまして、労働組合で十分な議論をしてきたとは言えないとも思います。

本日データを手元に持っておりませんので韓国、フィリピン、台湾、オランダの状況はわかりません。日本のも正確にはわからないのですが、例えば労働組合の組合員に占める女性の割合は27パーセント弱です。組合の役員ですとか機関決定するための委員の中にいる女性は少なく、連合本部におきましても中央執行委員では15パーセント弱、三役の女性は副会長と、副事務局長に1名ずつとなっております。

最後に個人的な発言を許していただきたいと思います。将来の世代にどう受け継ぐかというテーマは、今生存しておられる、いわゆる「慰安婦」にさせられた被害者に、私たちは何ができるかという問題に次いで大変大事な問題だと思います。慰安婦の問題は性差別によって起こされた基本的人権侵害の問題です。当たり前のことですが人が人として生きるということは誰にでも与えられている権利であり、誰からも侵害されてはいけない「人としての尊厳」であるということを特に次の若い世代、子どもたちには広く伝えていきたいと考えます。

大事なことは事実を伝えることだと思います。日本が人権を侵害した被害者が数多く存在しているという事実。歴史の事実、現在起こっている事実。そしてそれらのことに対して様々な見解があるという事実。性差別を容認し、差別的行為をすることは、翻れば自分を差別、被差別の暗闇の中に落とし込めることになる。このことを事実に基づいて伝える必要があると思います。その上にたって私たちは何を選択すべきか、隠すことなく議論して、私たちが進むべき道を選ぶ必要があると思います。日本が、日本の戦争が何を破壊し、どんな被害を与えたか。戦後日本は何をしてきて何をしななかったか。このことを認識する必要があります。このために重要なのは組織の中に受け皿をひとつひとつ築き上げていくことだと思います。そして、一人ひとりが「あなたはこれができる」、「私はこれをする」ということを明確に示すべきだと思います。立場や意見の違いを明確にした上で、ともに歩むことが重要であると思います。このような草の根の運動が迂遠ではあるかもしれませんが大きな力になることと思います。

第4回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブル参加者 List of Participants

韓国 the Republic of Korea		
沈美子 Sim Mi-ja	無窮花(むくげ)親睦会代表	Mukuge Friendship Society
梁順任 Yang Soon-im	太平洋戦争犠牲者遺族会名誉会長	
金正任 Kim Jeong-im	太平洋戦争犠牲者遺族会全南支部長	The Society for the Bereaved Families of Pacific War
李元雄 Lee Wong-Won	関東大学教授	Kwandong University
フィリピン the Philippines		
Rechida A. Extremadura	リラ・ピリピーナ	
Carlota E. Mortel	Lila-Pilipina	
台湾 Taiwan		
Yvonne Mei Jung Lin	台北女性労働者のためのセンター代表	Taipei Grass-roots Women Worker's Centre
Su-Jun Huang LEE	女性社会協会代表	The Community Women's Association
オランダ the Netherlands (紙面による参加 Participated by Papers)		
M.J.Hamer	オランダ事業実施委員会委員長	Project Implementation Committee in the Netherlands
日本 Japan		
白杵敬子 Keiko USUKI	日本の戦後責任をハッキリさせる会	Association to Clarify the Post-war Responsibility of Japan
林 誠子 Seiko HAYASHI	日本労働組合総連合会副事務局長	
稲葉道子 Michiko INABA	日本労働組合総連合会男女平等局	Japanese Trade Union Confederation
女性のためのアジア平和国民基金 Asian Women's Fund		
有馬真喜子 Makiko ARIMA	理事 Director	
伊勢桃代 Momoyo ISE	専務理事・事務局長 Secretary General	
山口達男 Tatsuo YAMAGUCHI	理事 Director	
橋本ヒロ子 Hiroko HASHIMOTO	運営審議会委員 Advisory Committee	
松田瑞穂 Mizuho MATSUDA	事務局業務部長 Programme Director	
間仲智子 Tomoko S. MANAKA	事務局 Staff	